

緒論第一  
地 方 課 題

昭和二十四年八月二十五日

## 取扱注意

附圖添付

卷之三

京都連絡調査局長成田



第一軍團民事部課長會議より意見（四七回）送付の件  
第一軍團民事部課長會議より意見御参考までに別添送付する。  
なお、取扱いには充分御注意ありたい。

機濱 東海北陸 近畿 神戶 九州 中國 西國

昭和二十四年八月二十五日

陸軍省地方課長  
第一軍團民軍部課長會議各事項(四回)送付の件

第一軍團民軍部課長會議各事項各参考まで別添送付する。  
なお、取扱いには充分御注意ありたい。

外務大臣

京都連絡調整事務局長成田

取扱注意

附屬添付

記帳済  
0474 26 8 26 19

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

**RA' -0134**

8340

0475

## 第一軍團民事部課長會議報告（第四十七回）

（出席者、成田局長、鶴見次長、金澤連絡官）昭和二十四年八月二十日

## 「經濟課長クイン中佐」

○八月十日現在第一軍團管下本年度の徵稅成績は年度目標（軍團設定目標）の二三、五%である。販稅事件の苦難も進歩を見せている。

○コトン中尉は先週總司令部該入課での會議に出席したが會議では府縣民事部廢止後の徵稅機制の充當、徵稅監視の強化及び聯合國人の脱稅のより効果的な取締り等が論ぜられた。

○農業に關しては八月十日現在第一軍團管下の麥類の供出は三百萬石（八八、一%）馬鎗薯六千四百萬石（一〇四%）である。

○お、昨年同月は夫々八八%及び九八%であつた。地域的に見れば九州は一四一、二%近畿は一〇三、八%四國は七八、三%である。四國が何故このように低率であるかについては盛岡サジョンの係將校にいま、説明を要求している。

○今週はS.O.A.Pよりナチュラル、リース、ウイクリーサマリー一九八、號により次の二つの計畫が發表された。一つは林業指導計畫（フレストリー、エクステンション）で、左分子が指導をしている。これはドールで契約されたデンマーク船二隻の建造をおくるおそれがあるのでS.O.A.Pも之に介入して解説を計らうとしている由である。

## 二 法政課長オコンナー中尉

ついで日本人を援助する計畫である。これは日本側科學者の教育、水產調査の再組織についての激勵及び助言、資金の割當、その他必要な助力を含んでいる。

○労働状態は比較的平穏であつたが三井の玉造、造船所で爭議が續中であり、二、三名の左分子が指導をしている。これはドールで契約されたデンマーク船二隻の建造をおくるおそれがあるのでS.O.A.Pも之に介入して解説を計らうとしている由である。

## 三 民間教育課長マククレラン氏

○金遠は農業者が多くワシントンの陸軍省のリンク大佐（？）が教育狀況視察に來訪し、又第八軍から婦人團体指導係官が來た。

○成人教育計畫は農業期のため稍々出席が飽つたが延人員二七六萬になつた。

○今週大暮ることは和歌山縣で共産党が教員に對し二千圓乃至一萬二千圓の金額を與えて

いると云う件である。これについては法政課、労働課と協同して調査を進めている。

0476

- 四 厚生課長マーリス少空  
○十五日松江で大火灾あり。これは損害十億圓と見積られている。罹災者は寺院、學校化  
收容されている。毎日三千名分の給食が行われている。
- 十七日及び十八日のシユディイス颶風による佐賀縣の被害は死者五九、行方不明十七。重  
傷十七、家屋流失一三三、家屋全壊六七等であり、損害約三十億と見積られている。
- 二十四師團は濫水器を貸與し、又イタツケ空軍基地から空輸で罹災地に補給が行われた。  
(バーンズ大佐より「最近天災、騒動等が頻繁に起るがこれについて報告が迅速に入  
ることが必要であり。迅速に報告が入手出来れば軍團として處置をとることができる。  
この點について民事部としてはオコンナー中尉をイングメント、オフィサーとして天災、  
騒動についての一切の報告の受領、連絡は同中尉の責任としてあるが、連調側としても  
かかる報告を迅速に入手して民事部に連絡するような組織を作つて欲しい」旨要求があ  
つた。)

五 公衆衛生課(マーデンス少空不在のためマーリス少佐代行)

- 本週は日本陸炎五(三澤、松山、徳島等)發疹チフスが熊本に八件あつた。又岐阜地  
方に痘瘡が發生し七箇單位のワクチンがリリースされた。

6

六 民間衛生課長オコンナード中尉

- 来月五・七日SCAPE C.I.E.のギヤレット氏は大阪で新聞講座を開くことになつてゐる。  
これは主として組合機関紙リーフレット等の編輯者を集めての講座であつてブレスコード  
の重要性、名譽毀損關係法規の説明、新聞の使命と権利、良き編輯の方針等について指導がな  
される。これはかかる機関紙の取締よりの編輯者に表現等を熟知させるためである。

七 成田局空

- 京都では非戰災感謝運動を提唱。その發起人會合が昨日開かれたが、これは京都驛前感謝  
者の建設、その他の事業を行うものである。費用は一人十圓づつ集めて百萬人の市民で千  
萬圓の基金ができる豫定である。  
(バーンズ大佐より募金はあくまで自由意思による民主的方法でなければいけないと庄  
意あり)

八 民事次長ジョンソン中尉

- 毎日の事件報告(Incident Report)が毎日十二時半に各地方からオコンナード中尉の  
許に集まるから各課長は同中尉の所に連絡願いたい。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0477

0343

スレインズ大佐

- 民事部機構改編に關し、地方民事部のシビヨンのリストを厚生課長ブリス少佐が擔任して作成している。
- 軍團民事部は西日本全域からの報告が集るのであるから、各府縣ティームに夫々他府縣ティームの擧げた業績と比較し得る様統計報告等を送付して貰いたい。

取扱注意

附圖添付



0478

2491  
39

次長  
内閣  
昭和二十四年八月三十日  
嘉慶第一四號

連絡局長  
地方課長  
外務大臣殿

京都連絡調査事務局長 成田勝四郎

第一軍團民事部課長會議々観覽(四大回)送付の件

第一軍團民事部課長會議々観覽御参考までに別添送付する。

なお、取扱いには充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱、東海北陸、近畿・神戸・九州・中國・四國

RA' -0134

0479

第一軍閥民事部課長會議と機動（第四十八回）

〔出席者　成田局長・鶴見次長・内田連絡官〕昭和廿四年八月廿七日

会議途中でバーンズ大臣所用のため、約十分で終了した。

〔教育課長マクレラン氏〕

○シラキュー・ス六學長・陸軍省・鐵道省・鐵院圖書館の保官等より成る教育交換調

査團 (*Educational Exchange Survey Party*) が今朝入洛し、六日間當地に滞在する。この訪日目的は米國教師學生の日本への派遣、日本の學者、學生各方面的指導的人物の米國派遣の方法等を検討し打合せるためである。今日午後奈良に赴き十九日、京大及び同志社大學で夫々教授達と會談、三十日は大阪に赴き、三十一日當軍團で會談を行う豫定である。

○今週二名の教育係官が三重・山口の民事部に就任したがそれは兩縣民謹部廢止までの暫定的措置である。

〔經濟課長クイン中佐〕

○從來古領軍要員向自動車の販賣は日本で契約だけをして米國で引渡しすることになつてゐたが、今度この方法が緩和されてジエヌラル・モータースが大阪でピニイツク、シボレーその他同社の自動車を賣ることを許可された。

○労働状況は一般に平靜であるが、三井の玉造造船所でデンマーク向け鉄船の進水式が九月七日行われるのを共産系分子が妨害せんとしている模様なので万全の注意が拂われている。

RA'-0134

0344

外交史料館

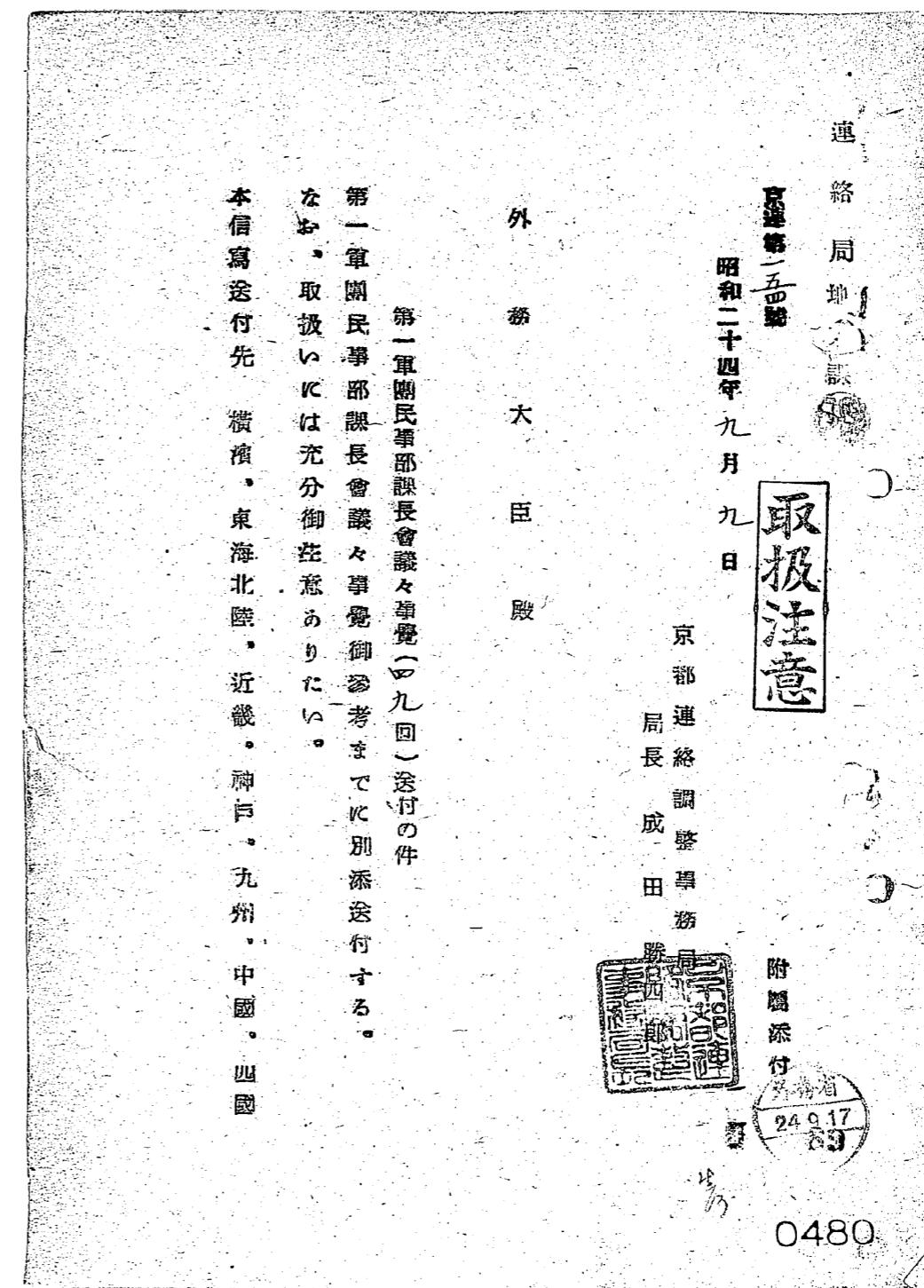
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0345

0481

外交史料館  
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

第一軍區民事部課長會議事務（第四十九回）

（田原君 成田局長、總見次長、金澤連絡官） 昭和二十四年九月三日

【經濟課長クイン中佐】

○徵稅に關しては先週分のりあつてが未だ集つていない。

○第八軍からの指令にて東洋華資財產及び聯合國人財產についての監視 (Surveillance) は九月三十日を以て中止すること決りつた。

○八月三十一日現在の食糧供出についではまだ報告が集つていない。

○ジユティス颶風による九千七百噸の穀物に当する損害は二千石である。キティ颶風による被害は第一章監督下ではなかつた。

○バーンズ大佐より颶風等により船等に被害があつた時は主食となる他のものを代替として植えることは出来ないかとの質問があつたが主食としての穀類で代りに植えるものはないと考える（回答）。

○明年度の主食供出は第一軍區監督下で今年の二七・五%増加となつてゐる。

○劉官の增加の最も多いのは宮崎縣の五四・五%増。一番少いのは鹿島縣の一七%である。

○該田官の增加は、肥料船給の二十五%増加に基くものである。

○船價問題については既に許可業七號が出た。中國に向け大阪、神戸より機械が積出され、比島向行については許可七ノ一號が發せられ九月十日大阪、神戸、佐世保より積出

される。

○神戸製錬所が多量の賠償機械の使用許可（オーネライズド、ユース）を申請中であつた

が八〇・四%より許可された。これにより輸出向外國製鉄所に使用すべきクランク、シャフトその他の生産が倍増することが想測される。

○大阪のリムテイクでは六月二十日は開けて大阪に於ける鉄鋼業復興に關する特別リポート」を提出し、大阪地區には現在鉄鋼業が三つあつて一つも生産活動を行つていいないとその二つを修理して生産を開始せしめ、既設の後継を増すと全時に平爐を三台新に活用せしめ鋼の生産を増加し一方電気炉の生産を停止して電力を節約することをリコメンダした。八月二十五日付でSOAからこれに對する回答が來たが現在年度計畫によらず、若干の塔鑄造及平爐が再開運転中である。これ以上に新しく塔鑄造及び平爐を再開する必要はない旨回答して來た。

○勞働事情は比較的平靜であつた。

○第八軍から輸出ペースに關する覺書を受領した。

【法政課長】

○教賀の懇親會にて二十五師團長在會議で被否六名は夫々憲役五年の判決をうけた。

RA'-0134

0346

0482

- 下院の朝鮮人収容事件について四十九名が收容され八月二十九日より公判が始つた。
- 尙二十三名が公判を待期中である。
- 内山の闇取引事件については「昨日 [ ] は逮捕され、昨夜 [ ] が調査を開始した。
- 引揚に關して表せられたボッダム政令は非常に効果を收めている。
- 三 公衆衛生課長マヨケンス少佐
- 日本艦衣が惡良及び大銃に散發した。
- 「ラックマライ牛の病気」が一件發生した。防疫手段がとられた。
- 滋賀縣でマラリヤ防護に關する會議が開かれた。
- 愛血症狂水病に關する會議が開かれた。
- 四 厚生課長ブリス少佐
- 朝鮮人によりよい市民としての生活を與えることを目下軍團で考慮中であるが、各リージョンに對し、日本側の厚生福祉計画に關し、朝鮮人が差別待遇を受けることをなくすよう又各縣の厚生係官が出来るだけ朝鮮人に賣い助力を與えるようすべき旨指令した。
- 又成人教育やの厚生福祉に關する講座に出来るだけ朝鮮人を參加させるよう指示した。
- 五 民間信託課長オコナ中尉
- 地方自治に關する実地調査が終了し、未だ最終的結果は出でていないが今迄のところで言

RA'-0134

0349

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

4  
えることは、農夫等は地方自治について何も知つて居らず、都市の事務員は若干の  
概念をもつて居り、自治体職員は良好な實際的知識をもつてゐること云ふことである。  
田舎の地方で更にブイールド・ワークを行うことが必要だと思われる。

六 民間教育課長マクレラン氏

○教諭交換調査團は六日間近畿地方に滞在し、大阪、奈良、京都で會議を開き、十七  
施設を視察し充分な成果を挙げた。

○原子爆弾委員會のパワリ博士が京都に來訪した。  
○JED示範課のウイザース博士は嵯峨村が全村擧げてカソリック教徒となつたことに關  
し。これは有力な共産主義に對する斗争手段となるかも知れないとの見地から關心をも  
ち、京都へ調査のためやつて來た。

七 成田局長

○屢々時にあける警察と消防の協力に関する了解書類につき愛媛縣の處る村の消防署長  
(若連党)が添附を拒んだ事件があり。同村は從來「赤い村」と稱せられていただけに  
注目を惹いたが結果村長の強い要請により参加することもつた。

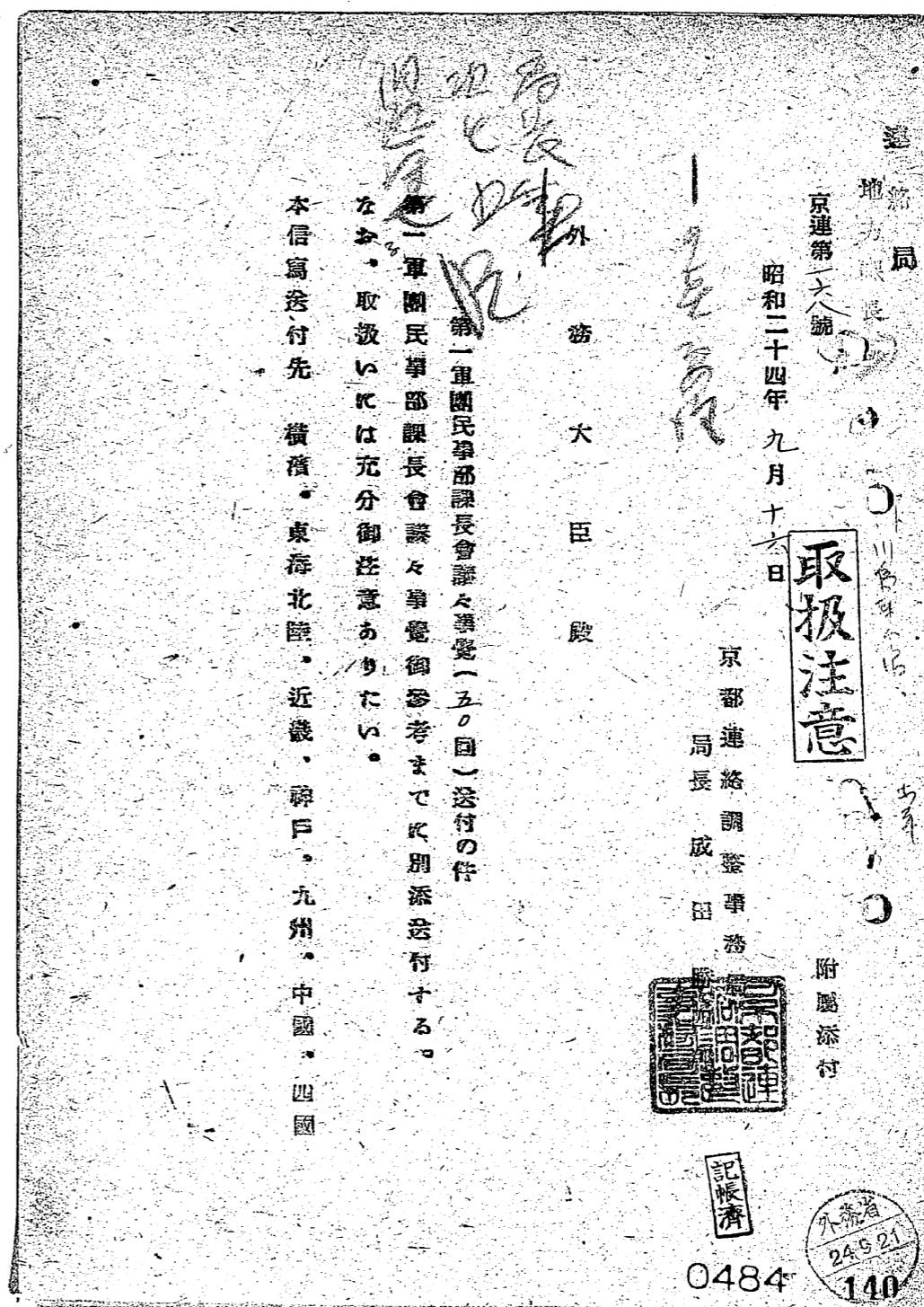
八 メンズ大会

○朝鮮人問題対策の一として成人教育内容を朝鮮語に翻譯し、朝鮮人を同教育に出来るだ  
け多く参加させるように取計らつて貰いたい。  
（民間教育課長の希望により當地民團本部にて翻譯を依頼することとした。）  
○民事部は沈みつつある船のようで皆安全を島に移ろうとしているが、完全に解散する迄  
は組織を運営していく必要がある。民事ディームの業務報告にしても軍團司令部から正  
式の命令が出来るまでは當民事部を経由すべきである。

0483

0348

RA'-0134



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0349

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0485

第一章 國民事部課長會議議事録（第五十回）

（出席者、成田局長、鶴見次長、金澤運送官）昭和二十四年九月十日

『經濟課長クイン中佐』

- 徵稅は八月末現在で二百三十億圓（年度目標の二七・七%）で良好である。
- 八月三十一日現在の麥類の供出は一〇一。七%馬鈴薯は一〇九六%である。（パンズ大陸より供出の一〇〇%に達しない地方はどこか、との質問あり四國、九州地方は颱風による被害の最も一〇〇%に達しない旨回答あつた。）
- 石炭の生産について八月に於ける九州の出炭は一六一萬八千トンで目標の九八%である。
- 古譜の本年度賞罰が決定した。
- 宇野造船所で建造中のデンマークからの要汎船の第二隻（日は労働組合側のサボ、ストライキの懲罰にも拘らず無事進水した。）

『海軍課長オコンナー中尉』

- 下關事件の公判は現在行われているが、逮捕總數一一二名のうち一二名が保釋出所した。
- 一二名の起訴事由は八四名が職務犯、一五名が暴行傷害、一名は殺人未遂、一二名は公務執行妨害の夫々容疑である。
- 本週の大きな事件は法務廳の委した朝連及び民青の二團体の解散指令である。財產接收に當つて若干の抵抗があつたが一般的には平穡に實施された。然し朝鮮人は事前に秘密文書等を持去つていた變がある。

『厚生課長ブリス少佐』

- 在留朝鮮人の數について調査したところによると東海北陸地方七萬二千、中國地方七萬五千、九州地方六萬四千、近畿地方二三萬、四國地方七千と云う數字が判明した。
- 厚生省では民生委員の數を減少することを指令した。これは救濟を行う人の數が減少したことによるものである。
- 當司令部内の救急待機室（ダイザスター・プラン）が出来上つた。
- ハーンズ大佐より厚生將校が中心となつて災害等の發生した場合には第一に進駐軍側の被災狀況、第二に日本側の被害の状況、軍側の救濟を必要とするか否かを速かに知つて迅速に對處する必要がある。これについては連絡の協力を求めるとの注意があつた。）

『公衆衛生課長マーゲンス少佐』

- 日本腳炎は狀況惡化し東海北陸地方では一〇四件の發生があつた。營養では危険な状態にあるとの警告がおくれ又宣傳運動がおくれたことにより状況が惡化した。

○峰山で會議があつたので自分が出席したがそこで驚くべきことを發見したのは日本脳炎は故の媒介による他シベリヤから渡つて来る鳥についているダニにもよるものだと云ふことが發見されたことである。

#### 民間情報課長マククレラン氏

○廣島縣弘報課による學校生活展覽會が大阪、神戸、京都で來週開かれる。これはSCAPの許可したものである。

○ギャレット氏の労働新聞講座は先週開かれた。

#### 民間教育課長マククレラン氏

○成人教育資料の朝鮮語への翻譯は現在進行中で完了迄に六週間かかる見込である。第八軍司令部のアブリゴット氏一等は成人教育に朝鮮人を参加させるとのバーンズ大佐の意見を承認したが、あくまで日本側に取扱わせて軍側は直接に關係しないようとに注意して來た。

- 4 ○第八軍のシエバード少將は成人教育に關し、スキヤビン一九四四號により學校建物は教育目的的のみ使用さるべきこと。學校所有者の同意を要すること。教育豫算編成は知事の權限にあり時に項目が削られる懼があることの三點が障害をなしていると述べた。
- 5 ○SCAP、GIMEのウイラード氏は全村カソリックに改宗した嵯峨村を視察して日本に於けるキリスト教の將來に關し非常に有望だと述べた。
- 6 成田局長  
○福井縣が九月一日公安條例を制定し、東海北陸六縣はすべて本條例をもつこととなつた。  
なお、廣島縣の主要都市が最近本條例を制定した。

#### バーンズ大佐

○民間教育課長マククレラン氏は來週火曜出發して本國に歸り総督並立大學の教授となることになつた。後任は税金關係擔當のコトン中尉が兼任する。

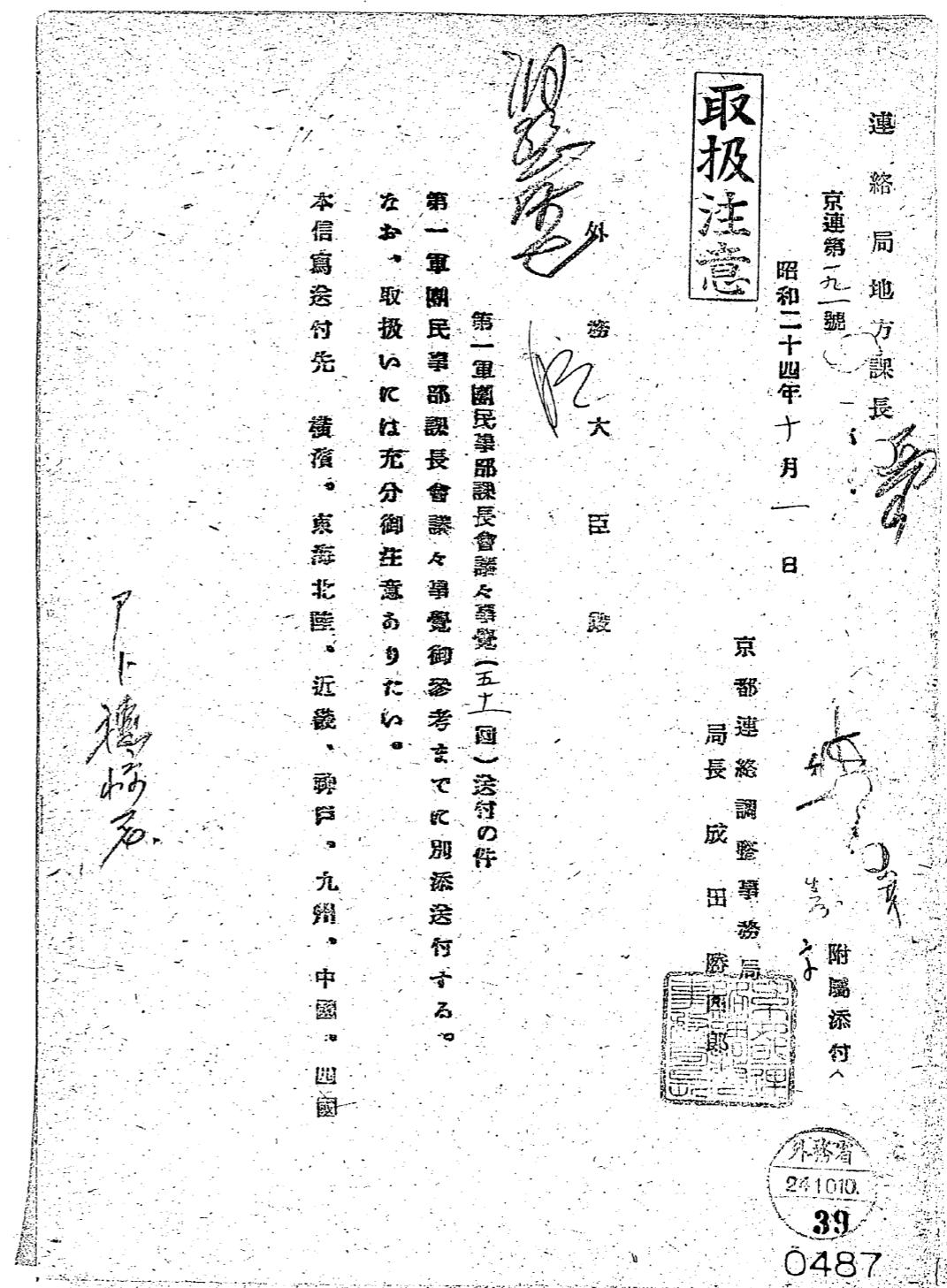
○近く統合參謀本部（コンパインド・チーフ・オブ・スタッフ）の人々が來る模様なので簡単に所管事項を報告するよう準備をしておかれたい。

○東海北陸連調の官崎局長が提出される月報は包括的で内容充實し、自分の机の上をする諸種の報告の中でも最も有益なもの一つである。各係官は擔任事項について研究をするようされたい。

○十一日夜京都發、十四日迄九州、吳を視察する。隨行は經濟課長ワイン中佐、厚生課長ブリス少佐、法政課長コトン中尉である。

○來週から勤務時間を午前八時から午後五時迄とする。  
(當事務局でもこれに従い八時より五時迄の勤務に改めた。)

RA'-0134



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0352

0488

## 第一軍團民事部課長會議議事録（第五十一回）

（出席者 恩田局長、鶴見次長、内田連絡官） 昭和廿四年九月廿四日

九月十七日（土）は會議が開かれなかつた。

## 一 経済課長クイン中佐

○十月十五日以後地方民事部による徵稅監視方法が變る豫定である。  
○滞納稅額整理に關し總司令部の國內歲入課では滞納者を起訴するよう努力している。然し最近の東京における徵稅關係官局の會議の結果によれば滞納額の四大元が徵收されたのみである。

○長期に亘つていた電燈の爭議が解決し、中央勞働委員會の決定した段階的貢金表が採用された。

○軍國民產部勞働課では農業部機構改變に伴い解雇された日本人及び外人職員の報酬斡旋に努力している。

○〇〇第二十四號の三が出た。これは來年度より馬鈴薯・甘藷の統制が撤廃されることを述べてゐる。

○主要商業勞働者及び農業勞働者に對して報償物資が放出された。

○農業長官・農業部から報告されていた甘藷から米をつくる一日本人の案は第八軍を通じて總司令部に轉達されていたが最近に總司令部からこれに關する意見を文書で回答して來ることである。

○これに對し、バーンズ大佐は連調に連絡してこの新方法の有効性について調査するよう指示した。實局では京大のこの方面的専門家に照會したがその意見によると本件新方法は余り價値のあるものではない由である。更に九州連調に連絡し本件新方法創案者の信憑性・専門家の意見等を照會の上軍團側に報告の豫定である。

## 二 法政課長マーコンナード中尉

○「敦賀の恐怖」に關する壁新聞事件に關しては二十三人が大體において日本側により起訴されている。

○毒屋の脱税事件・京都地檢汚職容疑事件については連調に調査を依頼している。

## 三 衛生課長マーティン少佐

○日本腦炎は東海北陸・近畿地區に多かつたが、大分下火になつた。今年の病状の特色は死亡率の低いことである。

○食品衛生に關する會議が横濱で行われた。

0489

RA'-0134

0354

四 厚生課長ブリス少佐  
○生活保護法に基く被救濟者が最近約六千人増加した。

五 民満効音課長マツクニーリー氏（九月二十三日大分民部より着任）

○着任早々で特に報告することはないが朝鮮人教育に関する從來の決定事項を参考までに披露する。朝鮮人教育は昨年五月の文部大臣と朝鮮人代表との了解により日本の教育訓

練法規を遵守すべきであり、教員の資格審査、基本課程の採用、政治的教育の禁止、府  
縣知事の公認を要すること等が要件である。

○第一回のはじめた成人教育は継続的に行われるべきであると考える。

（バーンズ大佐より労働組合はこの成人教育に参加しているかとの質問あり。これに對  
して労務班長レスプリツチ氏は労働組合より右に廻する報告を受けていた旨答えた。）

六 民間情諭課長オコンナー中尉

○地方自治に關する調査の最終報告を入手した。それによると、都市の人は農村の人々  
比して國會議員、地方議員に信を置くことが少い。教育委員會は約六〇〇人が理解し  
て居り新しい警察制度は大部分の人が知つていても自分が自治体警察の下にあるのか、  
國家警察の下にあるのが何についても余り關心を持つていない。大部分の日本人は隣組制  
度が復活されることを希望している。この輿論調査は少數の人々について行われたが社

會の凡ゆる層の人々をカバーしている。

外交史料館

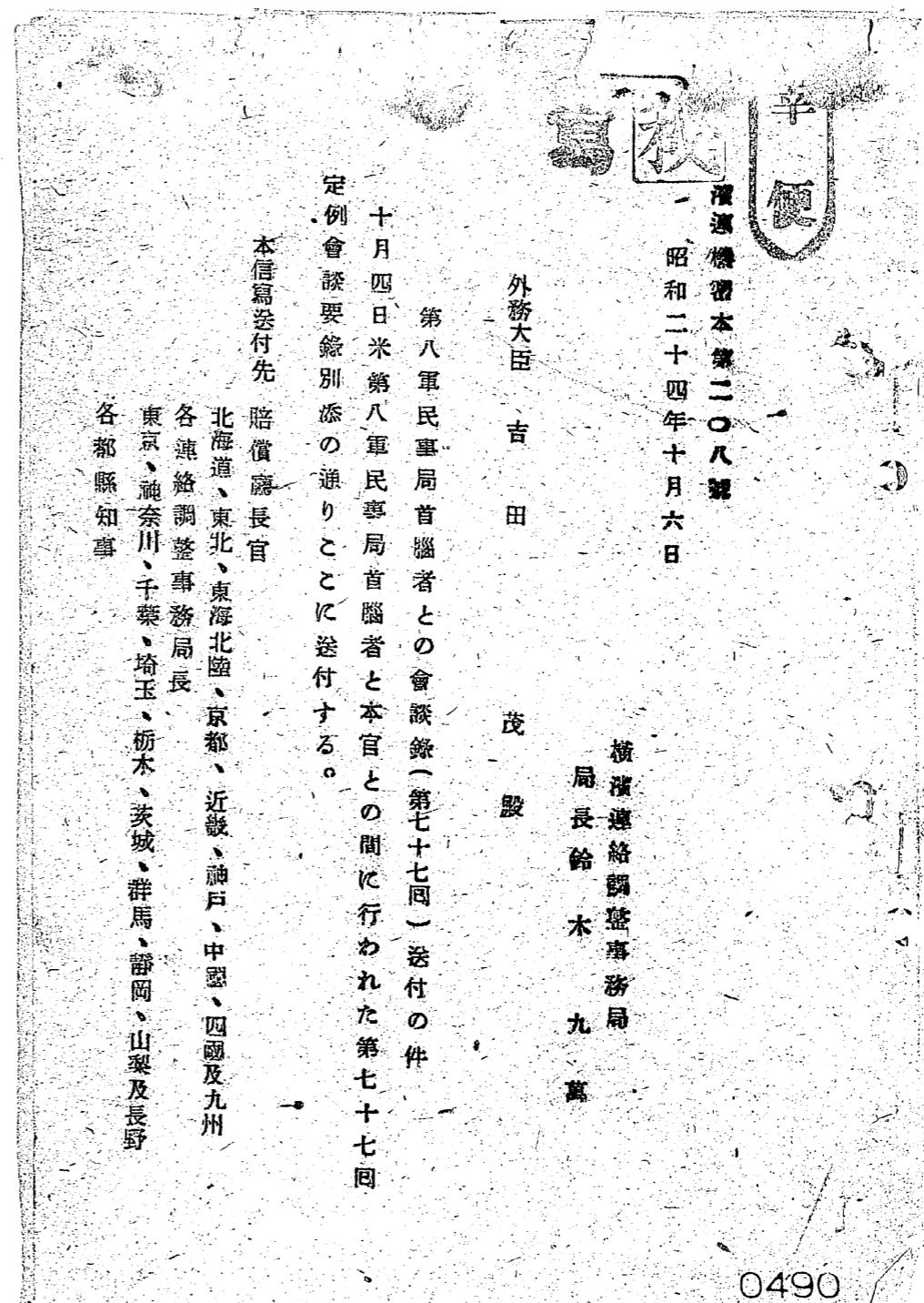
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0355

第八軍民事局首脳者との定例会談要録

(第七十七回　十月四日)

出席者 民事局側 ジョーンストン中佐次長代理外關係各  
部課長

横濱連調、鈴木局長、金子、高橋(正)兩事務官

一、第十二回關東地區涉外課長會議

局長

九月二十九日群馬縣に於て管下一都九縣の涉外課長會議を催した。席上自分から其の前々日全國連調局長横濱參集の際に於けるウオーカー司令官並にシェバード少將の演説を披露し且民事部整理問題に關し當方提出の質疑に對しワツツ大佐の與えられた回答を中心として今後涉外課のリーダジョンに對する連絡方式等に付て説明を行つた。

2  
これに依つて各都縣は將來リーダジョンとの連絡方法等について略々概念を得たものの如く見受けられたが猶ティーム解消の期日切迫に伴い各種の事項に付て更に詳細な情報を供與せられんことを希望して居た。

會議席上左の如き質問及要望があつたから順次茲に御紹介する。  
現在各都縣がティームに提出して居る定期報告の種類とその數は縣により一様でない様であるので爲念各縣に一覽表を作成の上送附する様にして置いたから追て取纏めてお目にかけることとする。  
今後之等の諸報告を地方民務部へ送達するには其の郵送に相當の時間を要する譯であるが之をより確實且迅速にする爲長野縣の發議で例へばRTO便を利用し課長氣付で托送するが如き方法はそれないものか此の點軍側でも考慮して貰いたいとの希望があつた。  
要するに日本側郵便によると軍側檢閱等の關係上間々配達が遅れることがあるのでRTO便を利用して貰えないかと言うことである  
ジョンストン中佐一次長代理一  
軍としては軍特別のメール、サービスがある。

0491

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0356

國立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0492

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

0359

然し日本側としては之を利用することが出来ない譯ではないか。

ジョンストン中佐

部隊の駐屯していな所はどう言うことになるか自分には一寸わかれ

り兼ねるが一應研究して見ることとしやう。

局長

是非さうお願ひ致したい。

次に群馬縣からG-12報告は繼續提出の要があるかとの質問があつた。

G-12報告とは政治、共産黨の動き等に亘る情報である。  
経済以外の此等の報告迄入ると六十以上位に達する縣もあるよう  
である。

3.

ジョンストン中佐

右報告を向後引續き同様提出する必要があるかどうかは新に管區民  
事局が決定するであらう。

ペーパン中佐(經濟部長)

不需要な報告は此の際整理したらいいと思ふ。

4. 局長

各縣から報告の表が出たら御届けもするから出来るだけ整理して  
ただき度い。  
知事又は副知事が定期的に縣勢に關する一般報告の爲出張の要があ  
る場合には各縣の取扱いを一様とし且其報告日取を決められたいと  
栃木縣その他からの要望があつた。  
又縣涉外課は縣レベル涉外事務の綜合的窓口としてリレーションに於て  
も之を利用せられ度く且つ今後縣内の中央官廳出先機關とティーム  
との連絡は無くなるわけであるから今後は之等出先機關の報告一例  
えれば裁判所の定期報告一等は便宜涉外課で取次ぎ提出することと致  
したいといふ縣があつた。  
群馬縣ではティームに對する出先機關の報告を從來縣涉外課經由で  
取次いでいる由である。

ジョンストン中佐

斯る報告を縣涉外課を通じて行うか否かは新地方民事部の方針如何

0493

による譯だ。

リージヨンから縣係官に出張を命ぜられた場合は賃料等の用意の都合もあるので前もつて用向を明かにして貰いたいとの要望があつた

ジョンストン中佐 恐らく電話で出頭の命令があるものと思うからその際きく事としらいいと思ふ。之れは勿論希望に副ふ様に出来るだらう。自分が見る所ではむしろ地方民事部から各縣へ出向くのが主で余り各縣から出て来て貰はなくてよいのではないかと思ふ。

局長 民事局側巡視の場合は特に専門的知識を要するものは別とし通譯は縣側で提供するから之を帶同せられぬ様希望してゐた。  
ペーベン中佐 それはどう言ひ譯であるか。

6

通譯は縣側で宿や食事の世話をせねばならぬので費用の問題がある  
最近の米日關係緩和措置の爲め今後進駐軍は原則として自由に日本  
旅館に出入し得ることとなると思はれるがオン、リミットのホテル  
は如何になるか、又其の料金は如何なるのであらうか。  
ペーベン中佐 原則としてオン、リミットとオフ、リミットの區別はなくなると思  
うが特殊な場合に於けるオフ、リミットは從來と變りなく寧ろ強化  
されるだらう。  
ノーラン氏(司法行政課員) 料金については別に區別がある譯ではないと思う。  
P.D.によるホテルの場合は違う。トラベル、オーダーがあれば料金  
は非常に安い筈だ。

5

ジョンストン中佐

進駐軍が地方で宿泊した場合公用證明は之迄テイームで發給したが  
今後はリーゼヨンで之を發給することになるであらうか。

局長 よくは分らぬが恐らくさうであらう。總司令部員が行く場合は同部

0358

RA'-0134

0494

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

が發給するであらう。

局長 之は既に再三御配慮を煩した事と乍ら今度の會議でも各縣一致して特別調達廳監督官事務所の事務を廳廳に移し事務の簡捷と經濟の節約を圖りたいとの希望があつた。著しい例として部隊側の依頼により縣から日本旅館に進駐軍の公用旅行者の宿泊を依頼しても特調板いだとすると半年以上たつても宿泊料の支拂いが行はれぬので旅館で受け入れを拒絶するといふ始末だそらである。

ペーパン中佐 特調監督事務所の縮少はワツツ大佐が取上げて骨を折つて居られたが何しろ問題が民事局と直接關係がないので渉渉しく進捗しない次第だ。然し八軍調達部に對しては向後とも督促する考え方でいる。

局長 解雇使用人の優先就職斡旋に就いては横濱連調から中央政府當局に對し適當考慮方を申入れるよう要望を受けたが同時に進駐軍側としても何しろ問題が民事局と直接關係がないので渉渉しく進捗しない次第だ。然し八軍調達部に對しては向後とも督促する考え方でいる。

10 ても我政府の對策樹立を促進せられる様に各縣共希望している。

ペーパン中佐 べ一バン中佐 解雇使用人の問題については過日も會議を開いたが當方としても他の轉職方斡旋努力している次第だから右より御承知置ありたい。

二、地方民事部廢止 後に於ける連合國軍人被告の軍事裁判に對する日本側協力問題

局長 昨朝第八軍法務局ブランビト氏よりの要請に基き法務府國警を初め日本側關係各係官の參集を求め府縣民事部廢止後に於ける軍事裁判に對する日本側の協力の問題を討議した。

現在民事部機構改組の後には玉のしか残らぬ縣が二十八に成るだらうと了解するが特に之等の縣で連合國軍人を逮捕する場合如何にするかが問題であり此の場合逮捕状を米軍憲兵から貰ふ必要のある場合は現地のI.O.又は地方民事部乃至は憲兵裁判所の三つの内何れかに之を求めてはどきかといふ事であつた。此の際管轄上の手續を問

RA'-0134

0359

0495

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0360

題とせば最も近い憲兵裁判所に被辯護者を送つたらどうかといふ事であつたり。例へば千葉又は山梨で問題が起つた場合現在の管轄は仙台であるが之を横濱に送つた方が都合がいいといふ譯である。尙日本側としては逮捕の手續等は日本側の刑事手續に準じたものにして貰つた方が好都合であるといふ希望を表明した。同氏は此等の點につき貴民事局司法行政部と折衝し其の結果を當方に通知すると言はれていたが何か同氏より御話があつたであらうか。

ノーラン氏  
既に連絡はあつた。

バシ中佐  
東京、横濱、大阪、神戸地区の如く特に連合國人の密集している地域では其の必要はないと思うが九州や東北地方の裁判では御話を聞き問題が起るであらう。

三、長野縣に於けるキライ台風災害復舊に関する陳情。  
局長  
長野縣ではキライ台風による災害が特に甚だしく其の被害集計は四十一億四千八百九十余萬圓に達しが復舊經費の捻出を圖つてゐる事が右に對する相當額の融資補助なくしては其の目的達成は期し難いとて當事務局に對し貴民事局へ事情具陳の上何分の斡旋助力方依頼を越してきたのでここに申上げる被害程度の詳細については同縣より追報あり次第御届けすることと致したい。

ジョンストン中佐

右の詳細を知らして貰ひ度い。

四、近親者及友人訪問外國人入國者數。

局長  
近親者及友人訪問外國人入國者數は當事務局から貴方に通報して貰

RA'-0134

0496

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0361

14

選舉の結果無所屬は二六三で第一位、次に社會黨の八八、民自黨の五九、民主二〇の順である。共產黨は岡山一々及び京都一と僅かに二を獲得するに成功したのみである。總協は一、労農三、新農又僅に四である。各黨別立候補者數と當選者數との比率は民主の三二、三%、社會黨の三一%、民自黨の二七%、無所屬二六七一%である。共產黨は一二〇名の候補者の中僅かに二名即ち一九%である。

新當選者中の六〇%は初めて當選した者であると云う事並に無所屬委員中の大部分が所謂中年者であると云う事實は農民が政治の動向を判断するのに民主主義と云うものをアブリシエートし初めて居る」と云う事の證左である。

ジョンストン中佐  
今お話を選舉に対する概説は誰が行つたものであるか  
新聞情報を総合したものである。

13

五部道府縣農地委員會委員選舉  
局長

都道府縣農地委員選舉の結果は來春舉行せらるる參議院議員選舉に於ける大勢を示すものとして非常に重大視されて居る。本選舉に於ては無所屬（その大部分は保守系）が議席の大部を占めたのであるがこれは日本に於ける農村の傳統的保守傾向の證左と云うべきである。

或る構威筋の話によると彼等は滞日期間中一人當り平均米貨二千弗を消費しているとのことであるから全体を通算すると三百五十萬弗以上を日本に落したこととなり非資金の獲得に相當の役割を果してゐる譯である。

RA'-0134

0497

## 六。選舉基。本法。案。要。納。

衆議院選舉法改正特別委員會では、本年七月「選舉基本法」制定の方針をきめ、各委員の意見を基礎にして同法案の起草を衆議院法制局長に委嘱していたが、九月二十二日起草小委員會に於て一應右要綱が提出されたので且下總司令部と交渉中で承認あり次第次期國會元

0362

- (1) と思われる。
- (2) 有要綱が現行法と異なる主要點は次の通りである。
  - (a) 準禁治產者・刑の執行猶予中の者一選舉犯罪による者を除くに選舉權を附與する。
  - (b) 地方公共團體の議會關係の選舉權、被選舉權は居住要件を三ヶ月(現行六ヶ月)とする。
  - (c) 選舉事務關係者、特定奔破公務員は立候補できない。
  - (d) 選舉人名簿は基本、補充の二種として名簿の登録居住要件は三ヶ月とする。
  - (e) 任期満了による衆議院總選舉は、任期終了前に選舉を行ひうる様にする。
  - (f) 投票立會人は職選任主義をとる。
  - (g) 町村長の立候補については、三十人以上の連署推薦届出制を廢止する。
  - (h) 立候補供託金は衆議院を除き現在の六倍程度に引上げる。

0498

(10) 候選の辭退、承諾の期間を廃止する。候選の效力は原則として告示日からとする。

(11) 戸別訪問は原則として禁止し、只候補者の挨拶行為は認める。

(12) 特定枚数の無料ハガキ、ポスターを認める。

(13) 新聞の選舉に關する報道の自由についての制限を緩和する。

(14) (15) (16) (17) (18) (19) 参議院立候補者にも公營の新聞廣告を認める。

(20) (21) (22) 個人演説會は施設の公營以外候補者の自由とする。

(23) (24) (25) 汽車、電車等内の選舉運動演説を禁止する。

(26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (1000) (1001) (1002) (1003) (1004) (1005) (1006) (1007) (1008) (1009) (1000) (1001) (1002) (1003) (1004) (1005) (1006) (1007) (1008) (1009) (1010) (1011) (1012) (1

0499

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0364

百五十隻一二万トンでこの半數は個人經營に屬し、宮城から静岡にかけて根據地を持つているものが多い。残りの半數は會社經營で大型船を多くもつてゐるので今后の活躍が期待される。なお許可された新漁場からの年間漁獲高については意見があつてゐる。例えば水產廳では二千萬貫へ七五億円下り約五十億圓程度に達すると計算しているが、業界では漁業資材その他が不足がちの現状のままで、年間漁獲高はせぬせい三、四百萬貫程度で漁油、漁網などの中資材手當が充分であれば年間七、八百萬貫程度を確保できるものと見えてゐる。

ペーベン中佐

年間漁獲高について、水產廳と業界との意見の相違が余りに大きいようだ。

## 八。各省設置法及び定員法の改正に對する取扱方針

局長

行政整理は九月末日で終ることとなつたが、政府は更に機構簡素化、人員縮減を推進することとなり、九月十六日の定例閣議に於て次の如き趣旨の各省設置法及び定員法の改正に對する取扱方針を付認解した。

(一) 昭和二十五年度において機構所掌事務又は定員の變更が豫定される場合には、各省廳は各省設置法又は定員法の改正法律案について豫め行政管理廳と連絡し、之に伴う豫算案と共に通常國會に提出するものとする。

(二) 右の定員法の改正については、今次行政整理の成果を今後も堅持し、其の趣旨をあく迄貫徹するため、概ね左の方針によるものとする。

(三) 右以外の事務についても極力事務の合理化を圖り、定員の縮減に努める。

(四) 特に必要止むを得ぬ新規事業の要員については何の事務の合理

20

19

RA'-0134

0500

化による節約対策の内から之に充當する。  
各省設置法の改正についても、の趣旨に準じ極力簡素化する。

九。第三。四半期物資需給計画。

局長 経済安定本部では、九月二十四日第三、四半期物資需給計畫に關し左の通り發表した。

21  
22  
今期に於ける石炭の生産見込は一〇五五萬屯で第二、四半期の九五三萬屯に比し、約一〇%の増加を豫想されている。而も九月末全国貯炭も四〇〇萬屯を超えるものと豫測され、殊に特殊銘柄炭を除き配給統制が撤廃されたので、燃料面から主要物資の生産を抑制する條件はなく立つた。

電力については、季節的に水力發電が前期に比し減少したので、火力發電の増加にも拘らず全体としては2%程度減少したが、之とても各産業には殆んど影響ないものと思われる。

主要物資の供給状態は、別表の通り（略）であるが、滯貨の増加傾向にある物資も少くないので、今期の配當方針としては、所謂重點主義によらないで資金調達の見通し確実な産業に對して増配することとした。従つて各部門共需用量の大半を充たすことが出來たが、只一般用材については、年度當初よりの方針により第二、四半期にて大幅に繰上げ配當を行つたので、今期は減配した。又キティ台風その他の被害に對する復舊資材に對しても即刻特配を行い善後措置の遺憾なきを期した。

七。政府職員の勤務時間に關する人事院規則の改正。

人事院では、九月二十四日、政府職員の勤務時間に關する規則一五七〇の一部を次の如く改正、十月二日より之を施行する旨發表した。尚政府職員の勤務時間は昨年十二月十九日附總理大臣宛連合軍最高司令官書翰の趣旨に即應し、緊急措置として本年一月一日人事院規

0501

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

則で一週間四十八時間と規定したのである。  
然し夏期に於ける政府職員の健康を維持するため、本年七月二十二日人事院規則で特例を定め、十月一日迄一週四十四時間に短縮し、土曜日半休を認めた。

人事院では此の期間に於ける勤務状況を調査の結果、能率の低下を認めなかつたので來る十月二日から恒久的に一週間の勤務時間を二十四時間と決定したものである。

(一) 人事院規則一五一〇第二項中「四十八時間」を「四十四時間」に改め、同項の末尾に「昭和二十四年十月二日施行」を加える。  
(二) 同規則第三項を次のよう改める。  
勤務時間の割り振りについては、原則として土曜日の午後を勤務を要しない時間とするように、國會議員にあつては、衆議院議長及び參議院議長が、裁判所職員にあつては、最高裁判所が會計検査院職員にあつては、會計検査院が、人事院職員にあつては、人事院職員にあつては、内閣總理大臣が夫々定めるものとする。但し土曜日の午後を勤務を要しない時間とすることが出来る。

不適當な場合に於ては、其の他の日に於て之に相當する勤務を要しない時間を設けるように定めることが出来る。

## 十一。シ。ユ。デ。イ。ス。等。台。風。災。害。の。應。急。復。舊。措。置。

局長

八月十五日のジュディス台風による被害状況に關し、今般外務省を通じ地方自治廳より入手した情報によれば、概要左の通りである。  
(一) 既往の台風災害財政措置  
本年度に於て發生したジュディス台風による災害に對する復舊費は、既に五百億を突破し、本年度に於て特に緊急施行を要する復舊費だけでも二百億程度を要する見込である。政府はさきに取敢えず、「デラ」「フェイ」災害に對し十億三千萬圓、「ヘスター」「イ・ルマ」に對し六億圓を大藏省豫金部資金融通規程に基き、夫々短期融資の措置を講じて緊急復舊工事の促進に資して來た。  
(二) ジュディスによる被害程度

0366

RA'-0134

0502

然し其の後來襲したジユディスによる被害額は、八月二十四日現在、同廳の調査によると、無庸百十三億九千余萬圓の巨額に達し、佐賀を筆頭に宮崎、鹿児島及び福岡の各縣が甚だしく、事業別では土木關係の百十一億を初め、農地の四十億を最大とし、林野、港灣、學校及び衛生面が之に次いでいる。

## (三)緊急融資措置

同廳では八月二十五日の閣議了解に基き大駆、農林、文部、運輸厚生及び經濟安定本部等の關係各省と協議の結果、取敢えず被害額二億圓以上の府縣と、デラによる災害復舊のため、前回の融資の對象とならなかつた府縣で被害額五億圓程度のもの等について前者については二億百萬圓後者については六億圓、計八億百萬圓を差當り予金部知照つなぎ資金の融通をすることとし、之に關する府縣別割當融通額を別表一略の一通り決定、各縣へ通達した。

## (四)正式の手續と今後の措置

正式の手續は本來、公共事業中、地方に對する國庫補助金と地方起債との二本建で行うものであるが、之によつたのでは緊急に即し、ないので、前記應急に出たもので、今回の短期融資八億百萬圓は、何れも公共事業費より五億三千四百萬圓（ジユディス四億デラ一億三千四百萬圓）を地方起債振替え二億六千七百萬圓（ジユディス二億デラ六千七百萬圓）を以て予金部資金へ返還する趣である。又最近のオティによる災害は九月六日現在、二百五十七億に達してゐる。之についても前記同様の措置が講ぜられることになる見込である。

尙同廳財務部當局では、今後更に來襲を豫想せらるゝ台風災害を見越し来る臨時國會に對し補正豫算を通じて約五十億見當の公共事業費を要求すべく、目下準備中で、一方地方起債の枠についても本年度の限度百九十七億を更に擴張すべき必要を認め、所要の手續をとることである。

局長

十二。編品の國內價格改訂。

RA'-0134

0367

26

25

0503

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0368

政府は、綿製品の輸出不況に鑑み九月二十二日の閣議で、此の際國內向綿花の供給量を増加し綿製品の現行公定價格は之を輸出價格と均衡を保つよう改訂する方針を決定した。

右方針に基き通産省では現在四半期毎に國內向として七萬二千俵の綿花が割当てられるのに對し、更に五萬俵を増加し輸出内需を通じて年間八十五萬俵の綿花消費計畫を、九十五萬俵程度に變更することとなつた。

又工賃では紡績二五%、織布一五%、染色四〇%を夫々切下げ、最終製品としての棉布で約一割の原價を引下げる方針であると言う。尙通産省では之等について早急に具体的措置をとる意向でいるが、國內向綿價品が出廻るには來年三月頃になるであろうと見ていく。

27 十三。七月。中。労。働。爭。議。統。況。  
局長

七月の労働争議状況は、前月に引續いて低下傾向を示しており、本

月新たに発生した全國的規模の争議は、全く見られなかつた。更に七月中新たに発生した争議の要求事項六十九件に現われてゐる傾向は企業整備反対、賃金定期支拂要求、賃金減額反対等消極的要要求が壓倒的比重を占め、賃金増額要求は僅かに五件であつて件数において終戦以來最も低く注目すべき事實である。

七月中に行われた總争議件數一九九件、参加人員約三十一萬人であつて前月と比較して件數において三十三件、参加人員約五十萬人の減少を示し、前年中最も低位にあつた同期の七月より七萬人多い程度である。七月に新たに発生した争議は四十九件、参加人員約三萬人このうち二十件二萬八千人が争譲行為を伴つたものでその主なるものは全鐵連傘下の三菱鐵業労組連合會である。

労働損失日數は前月より二十五萬日減少して十二萬日に低下し、本年最も低かつた一月に次ぎ二十三年中最低であつた七月とほど同程度である。

七月新たに発生した争議の要求事項分布中組合側の消極的要要求が古

RA'-0134

0504

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

ジヨンストン中佐  
ある比重が益々増大してゐる事實は既知すべきである。

局長 積極的要 求に對する言葉で例えれば賃金増額要求は積極的要 求である

十四味。噌。醬。油。生。產。配。給。行。政。監。查。

長尾  
經濟調査廳では、昨年十月より十一月に亘り実施した味噌醤油の生産配給行政監査に關し、左の如き概評を關係當局へ報告した。  
中央、地方廳を通じ味噌醤油の大衆生活上に占むる重要性はまだ正當に評價されていない。蛋白の重要な補給源たる味噌、醤油を綜合的に主食と平等の立場で取扱わねばならぬのは、理の當然であるのに、單に調味料として軽く考えられており、主食重點取扱

いの犠牲になつてゐる面も多い。その生産用の動力、原料資材の割合及び配給取扱等は、主食の場合に比し著しく輕視され、又中央、地方を通じ味噌醤油行政の担当機關は、洵に弱体であり、そのため農林省、都道府縣共て原料割當、出荷記給計畫等の事務を

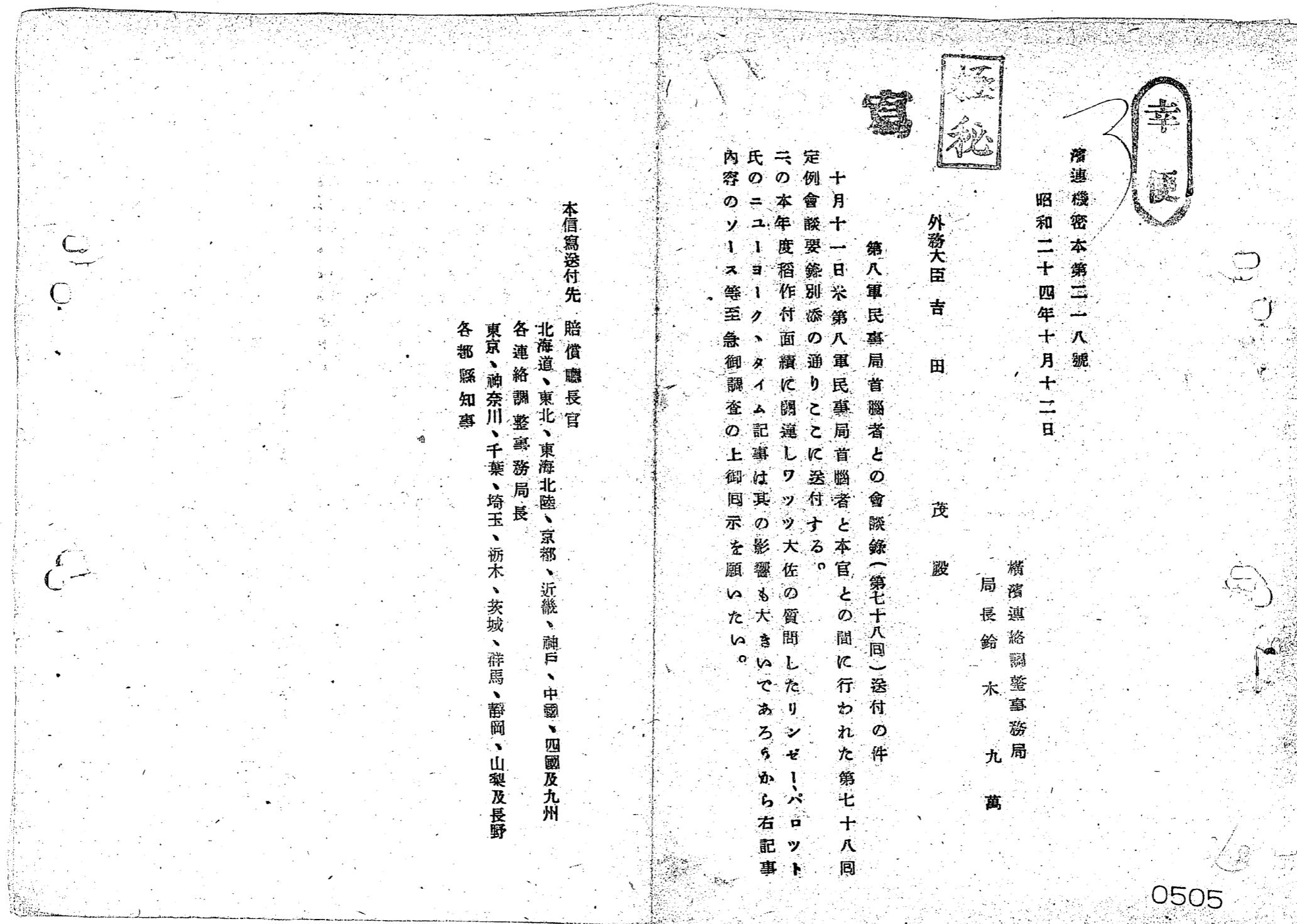
割合及び配給取扱等は、主食の場合に比し著しく輕視され、又中央、地方を通じ味噌・醤油行政の担当機關は、洵に弱体であり、そのため農林省、都道府縣共に原料割當、出荷配給計畫等の事務を殆んど公團委せにしておる實狀である。

(二) 食料品配給公團による味噌、醤油の一手買取、配給の制度は十分にその目的を達していない。公團は全國的視野の下に適期買取配給をなすべきであるのに拘らず、地方的利害に制約されて、出荷が滞滯したり配給面の地域的不均衡を生じたりしている。

(三) 味噌・醤油は、大衆の生活に最も密接につながつてゐるのであるから、可及的良價な物を最も廉價に且適確に供給を確保する必要がある。然し蛋白食品としての規格の定め方も不充分であり、公團の買上検査も不徹底であつて、その品質を確保して、大衆に良質品を廉價に供給する措置は決して十分でない。

**RA' -0134**

0369



RA'-0134

0370

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

第八軍民事局首腦者と定例會議要録

(一) 第七十八回 十月十一日

出席者 民事局側 ワツツ大佐次長外關係各部課長

横濱連調 鈴木局長、野崎、金子兩事務官

二、府縣民事部廢止時期

局長 東海北陸連調事務局より入手した情報によれば愛知民事部は事實上十月十五日迄に廢止されるとの趣であり他方面よりも同趣旨の情報があるが右は事實なりや否や御伺い致したい。

ワツツ大佐

職員の人事に關する限りはその通りである。然し仕事の方は十一月三十日迄に漸次名古屋管區民事局に移管され其の間愛知民事部にはシビイリアン代表者一名が殘留することにな

二、二十四年度稻作付面積

局長

農林省では十月八日本年度の水陸稻作付面積を九月三十日現在推定三百萬七千八十町歩と發表した。之を昨年に比べると五萬三百六十町歩の増加で今年の生産割當基礎作付面積二百九十二萬一千二百五十町歩に對しても八萬五千八百三十町歩を上廻つてゐる。其の原因としては(1)植付前の降雨のため植付が至極順調に進んだこと、(2)陸稻は前年度の豐作に利せると共に甘藷の供出制度變更に對する懸念もあつて之に作付轉換を行つたこと、(3)供出を強度に割當られる雜穀を陸稻で代替しようとして之に轉換したこと等があげられてゐる。全國的に見ると作付面積が最も増加したのは瀬戸内海沿岸の地方である。

0506

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0371

國立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

豫想収穫高については日下集計中であるが農林省の豫想によれば、今年全國稻作は作付面積の増加や肥料の増配等から見て台風による一部減收にも拘らず約六千四、五百萬石と見込んでいる。従つて右豫想高は事前割當に對し約二百萬石、昨年の實收高六千三百三十四萬九千七百石に對し約二百五十萬石の增收となつてゐる。本年度稻作付面積前年比は次の通りである。

	二十四年 町	二十三年 町	増加面積 町	對前年比
水 稲	二、八九六六八〇	二、八七四二五〇	二三、四三〇	一〇〇・七八%
陸 稲	一一〇四〇〇	八三四七〇	二七九三〇	一三四・〇〇
	三、〇〇七〇八〇	二、九五六七二〇	五〇・三六〇	

ワツツ大佐

日本の食糧問題に關し東京駐在紹興タイムス代表者リンゼー、バロウト氏は九月中旬頃の同紙で大要左の如く論じてゐる（右記事末尾）

別添の通一

日本では輸入食糧の増加を進駐軍關係當局へ懇請すべきか否かについて各省間で問題になつてゐることであるが其の收穫米のうちには正規の配給路に乗つていらないものや或は隠匿されてゐるものがあり一千萬石から一千二百萬石にも達していることであるから食糧事情は自給出来る筈である。従つて米國は日本に對し食糧援助を與える必要はない。云々

以上が其の論旨であるが自分は未だ嘗つて斯る話を聞いたこともないので一驚をきつした次第である。同氏の論據は相當信賴すべき筋道から得た情報に基くものと思われるが一体其の根源はどこから出たものであろうか若し調べることが出来るようだつたら御知らせ願ひ度い。

局長

自分もきいたことはない。早速調べて見よう。ゆうれい受配や或は幾分の保有米乃至隠匿米のあることは事實かと察せられるがそれにしても一千萬石とは話が甚だ大き過ぎるようだ

0507

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0372

国立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0509-1

占領軍側としても日本の食糧の絶對量が二割位足らぬといふ建前で  
米本國に對しても種々努力して下さつたわけで此種の話が擴がる事  
は其結果も重大であり事態を明かにしたいものだと思う。

ワッツ大佐

其の點は同人も假定的にと言う言葉で述べてゐる。日本に於ける人  
口一人に要する一年の食糧は平均一石と言うことであるから年八千萬  
石の收穫があれば自給自足が出来ると思われるが本年度の生産豫想  
高が六千四、五百萬石とすれば依然食糧は不足な譯である。  
リンゼー、パロット氏は常に非常に控え目にものを言う人で決して  
大げさな言い方をする人ではない。

局長 何れにせよ早速取調べの上御返答申上げることと致したい。

### 三、法務府全國主管課長會議

局長

### 法務府全國主管課長會議

6

5

法務府では九月二十七日全國主管課長會議を開催、九月八日指定し  
た在日朝鮮人連盟等四團体解散の事後處理、其の他について協議し  
た。法務府係官の説明によれば會議に於て大要次の如き指示を行つ  
たと言つことである。  
(一)朝連等各團體役職員の追放は一應主要の者のみに止めたが他の今  
後の動向を監視し場合によつては追放の追加も考慮される。  
(二)反民主主義的團體に對してはそれが日本人關係團體たると、第三  
國人關係團體たるとを問わず惡質な違反團體については斷乎解散  
する方針で目下引續き調査中である。  
(三)在日朝鮮人連盟、在日朝鮮民主青年同盟の性質を温存し或いは其  
の影響性ある處のあるものに對しては團體規正令を嚴格に適用し  
解散させる。  
(四)解散團體の再建企圖については嚴重な監視を怠らぬようにする。  
朝連は今後祖国統一民主戰線の理念を基本線とする新たな團體活

0373

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0509-2

活動を行う公算が大きく又其の地下工作、裏面活動は注目される。  
シェレンバー・ガード佐一社會部課長

十日程前自分が聞いた所によると只今御話のあつた朝鮮人團体は別名稱の下に引き続き活動を續けていると言う話である。

ワツツ大佐  
自分も確かにそのようなことを聞いたように記憶しているが實際問題としては日本政府自体が處理すべきものであろう。  
局長  
自分も亦同様なことを聞いている。

漁水產物統制改善

局長  
水產廳に於ては九月二十七日附を以て水產物配給規則を改正したが右改正により水產物の統制を改善し十月十五日より之を實施すること

ととをつた。  
本統制改善の要點は統制品目を整理して其の簡素化を圖り且つ消費地の指定市場に於ける分荷の方法並びに末端配給の機構と方法を改善して其の合理化を圖ると共に拒否を防止し生産意欲の昂揚を期することにある。又統制改善の目的は消費者に對して鮮度又は品質の良好なるものを且つ必要最少限の數量を確實に配給すること並びに

出荷配給の適正を秩序を圖ることにあるので今後統制を繼續する品目について強力を統制を實施する趣である。  
尚最近水產物の統制が近く全面的に徹底されるとの説が流布されているが此の點に就いては水產廳としては未だ結論に達している譯でないと言ふ。  
統制改善の實施要領は次の通りである。

①荷受、出荷兩機關とも現狀のまま繼續し登録や取消方法も變更しない。

②配給機構は公認小賣店と登録小賣店の二本建で公認店は一般配給品と統制外の魚類を販賣し登録店は一定數の消費者の選擇登録に

0510

より知事が之を決定し割當配給品を販賣させる。

三 配給品は割當配給品と一般配給品の二本達とする。割當配給品は毎日入荷した統制水產物中品種、鮮度、品質を勘案して知事が割當配給する。割當配給として適當ないと認められるものは一般配給品とする。

四 統制品目は從來の約四分の一の十八品目に縮小され全國平均で約五〇乃至六〇%の水產物が統制の外におかれる。割當配給品分荷の指圖を受けた小賣業者は正當な理由なくして之を拒否することが出來ないこととなり更に一ヶ月に四回以上不當な取引拒否を行つた小賣業者は専業を取消される。各魚種毎に正札を添付しなければならない。從來消費者の登録替が六ヶ月每であつたのが一ヶ月毎に變更出来ることとなつた。

五 統制品目十八種は次の通りである。(一)局長より右英譯文を手交

す。)

ワツツ大佐

統制品目を一べつすると sword fish 類が多いようだ。統制は何日から實施すると言わたか。

局長

十月十五日からである。

ワツツ大佐

統制品種は割當配給するのであるか

局長

至りである。

ワツツ大佐

實際上そんなに悪くないようである。と言うのは運輸機構が相當改善されたからである。

局長

海滨に遠い内陸各縣に於ける魚の出廻状態はどんなものであるか。

局長

實際上そんなに悪くないようである。と言うのは運輸機構が相當改

RA'-0134

0375

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0511

五。學校教育法施行規則第十三條の改正。

局長  
學校に於て學生又は生徒に對し懲戒のため退學處分をするのは學校教育法施行規則第十三條に規定する左の各號の一に該當する場合に限られている。即ち  
④性行不良で改善の見込がないと認められる者  
⑤學力劣等で成業の見込がないと認められる者  
⑥正當の理由がなくて出席常でない者である。  
然して從來學校の秩序を亂し其の他學生又は生徒としての本分に反した者については前記④に該當するものと解釋して處分することが出來たのであるが適用上明確を缺く嫌いがあるので文部省に於ては右第十三條に新たに左記一項を加え九月二十二日附省令第三十四號を以て告示即日之を施行した。

學校の秩序を亂し、其の他學生又は生徒としての本分に反した者尙文部省の見解によれば學生又は生徒が學校の秩序を亂したかどうか

かの判断は當事者たる學校が決定すべきことであるが學生の政治活動が之に抵觸するか否かは昨年十月九日附文部次官通達で學校内に政黨や學外團體の支部を持つことは避けるべきだ。學生が勞働運動のまねをするのはいけない」と言う項で明かだとのことである。

六。昭和二十四年產米及び甘藷の供出に對するリンク物資配給實施要領。

局長  
昭和二十四年產米及び甘藷の供出に對するリンク物資の配給については農家必需物資を增量確保すると共に現下の食糧事情に鑑み、政府計畫に即應した供出の促進を圖るため、九月十六日の閣議に於て右實施要領を決定した其の要點は左の通りである。  
④昭和二十四年產米及び甘藷を供出した農家に對してはその供出數量につき左の基準（略）により當該物資の市區町村別割當數量の範圍内でその希望する品目を配給する。

0512

四米については別表一略に定める早期供出期限迄に供出した農家に對してはその早期供出數量につきの基準による點數にその三割を加算し超過供出農家に對してはその超過供出數量一事前割當供出數量及び補正割當供出數量の中最少の割當數量を超える數量をいう一につきの基準による點數にその十割を加算する。生甘藷については別表一略に定める早期供出期限迄に供出した農家に對してはその早期供出數量につきの基準による點數に十割を加算し別表一略に定める遅出供出期日以後に供出した農家に對してはその遅出數量につきの基準による點數にその二十割を加算する。

前項の外米の超過供出農家及び生甘藷の遅出供出農家に對しては夫々その超過又は遅出供出數量につき左の基準一略により一準じ米軍剩物資を配給する。

右の外供出農家に對してはその事前供出割當數量につき左の基準一略一により酒を配給する。

13

タツ太佐

日本酒は米國でもよく流しまれていが日本からは年間二萬五千箱位が輸入されているとの趣である。

RA'-0134

0377

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0513

七。石油製品。査。察。實。施。計。畫。

局長

經濟調査廳では、次の如き計畫のもとに、石油製品に對する査察を實施することとなつた。

(+) 方針

石油公團廢止後の配給方式の改變に伴い、新配給方式の實施狀況を動態的に把握し、その確實圓滑な運用を促進するものとする。

(+) 實施要領

(1) 対象

(1) 實施期間

自九月十日一至十一月二十五日

- (2) 対象
- (1) 物的對象 - 撥發油、輕油、重油
  - (2) 人的對象 - 元賣業者、販賣業者、需要者
  - (3) 地域的對象 - 全國一圓

(4) 査察方法

査察の對象は特に指示した場合を除き概ね左記による。

- (1) 査察班の編成  
二名以上を以て一班を編成し、なるべく關係官廳と協力して  
査察する。

(2) 査察の順序

對象については、特に指示したものを探第一とし、次に順次他に及ぶものとする。業種別順序については、地域的關係その他により同一には論じられないもので、最も效果的と思われる順に適宜決定するも差支えないが、元賣業者、販賣業者については、その全對象を査察し、需要者については、可能なる限り多數に及ぶことを考慮に入れて計畫する。

(+) 勵行確保並びに違反防止の措置

- (1) 査察中、常に法令の周知徹底を圖り、帳簿その他の不備缺陷に對してはその都度指導して是正させる。
- (2) 査察中發見したあい路については、その原因を究明し打開の促進をはかる。

(+) 査察の重點

RA'-0134

0378

0514

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0379

検察は専ら石油製品の配給計画量が圓滑に配給され、且つ有效地に消費されることを目的とする關係上、検察内容の重點を次の通りにおく。

(1) 元賣業者、販賣業者については配給に支障のない様、輸送貯藏が圓滑に行われているかどうかの點。

(2) 需要者については、剰余並びに消費が適正に行われているかどうかの點。

## 八。ゴム履物検察実施計畫

局長

經濟調査廳では、左記計畫のもとにゴム履物に対する検察を實施することになった。

ゴム履物は、農漁村、礦山、工場等に於て、效率發揮上不可缺の物資であり又雪寒地學校等における必需物資であるが、從來これ

に關する生産配給の統制が確保されていなかつたため、高價な製品が横行していた實情に鑑み、新たにゴム履物配給規則が制定實施せられるに至つたので、その當初にあたり、闇資材による生産の阻止と正規の製品の配給を確保するため、本検察を實施する。

### 二 検察實施要領

(1) 實施期間、昭和二十四年九月十五日より十月三十一日まで

#### (2) 検察對象

- (1) 物的對象  
地下足袋、ゴム靴、ゴム長靴、貼付布靴
- (2) 地域的對象  
全國一圓
- (3) 人的對象  
生産業者（闇資材による生産業者を含む）販賣業者（統制要綱に基く配給機關及びブローカーを含む）

#### (3) 検察方法

##### (4) 検察の順序

17

16

RA'-0134

0515

原則として九月十五日より同二十五日までは第一期準備期間  
とし法規の研究と監察の準備調査を行う。九月二十六日より  
十月十五日までは第二期として、正規の生産業者及び販賣業  
者に關する實力調査及び指導啓發宣傳等を實施する。十月十  
六日より同三十一日までは第三期として、闇資材による生産  
業者及び惡質販賣業者を中心とした違反調査を行う。

(2) 實施の重點

- (1) 生産業者の正規ルートえの供出督勵とその傍流しの防止
- (2) 販賣業者の闇行爲防止
- (3) 闇資材による生産の絶滅
- (4) 不正生産業者に直結する大口惡質販賣業者及びブローカーの  
絶滅
- (5) 闇資材による生産の絶滅

18

九。港。灣。荷。役。勞。務。者。に。對。す。る。主。食。不。正。受。配。の。查。察。實。施。

19

局長  
經濟調査廳に於ては、主要食糧不正受配絶滅対策に基き目下監察を  
實施中であるが、今般關係筋より特に港湾労務者に對する主食の不  
正受配監察實施方の申入れがあつたので、労務加配米特別監察計画  
の一環として、之に重點をおき、左記要領により關係地方廳を督勵  
して銳意實施中である。

(1) 實施期間　自八月十五日  
至追て指示ある迄

(2) 調査対象　指定港湾中特定業種に屬する二五港湾の労務加配米受  
配者

(3) 監察の重點

監察の重點は、港湾荷役の特殊性に鑑み特に左の點に置く。

(1) 各月の保有米

家庭で受配すべき日傭労務者の分を含めて一般に操作用保有米  
をもつて常傭及日傭兩労務者に對し現場給食を行つてゐるから、

RA'-0134

0380

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0516

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

0381

(回) 保有米の捻出操作 各月の配給實績量と保有米の使用量とを調査し、保有米の實績を明確にする。

(回) 幽靈受配 前記の調査より見て妥當性を缺いている操作保有米の捻出方法を調査する。  
(回) 移動性の激しい日傭労務者を常時使用し且加配米は要請より二ヶ月位遅れて實配される現状から見て、架空の労務者を記載して要請することは他の業種よりも多いものと考えられる。  
(回) 總労日數の水増 會社事務の怠慢及び出勤簿整理の不備のため、稼働日數の水増が考えられる。よつて稼働日數を不正確に計上し不正受配をしていいいかを注意する。

附 二重受配 隆揚荷役をする下請業に從事した稼働日數と、沿岸荷役に從事

した稼働日數を故意に重複せしめ二重受配している場合がある。

(回) 米穀配給通帳 港湾荷役労務者の日傭として雇傭された場合は、米穀配給通帳

を所持してくるのが建前であるが、中には一種の商品の如く貰却し又雇傭者側も入船状況より見て時間的に忙しいため調査もなさず使用しているので其の點に不正が出て来る。

パーク女史（司法行政部員）

保有米と言うのはどう言う意味か

局長

多數労働者を使用する場合之が操作用として一定数量の米を前以て配給されることになつてゐる。之を保有米と言うのである。

ワツツ大佐

農民にも保有米の制度があるが、之とは別個のものである。

幽靈受配では、青森県の三澤飛行場で労働者が八千人も發見されて

問題となつたことを知つてゐる。

0517

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大郵便貯金一千億圓台到達。

局長

郵政省の発表によれば、最近物から金への大衆心理が反映して郵便貯金は好調を續けていたが、九月二十四日現在一千億圓を突破し、一千億八千三百六十萬三千五百十五圓に達した。五百億圓になつたのは終戦の翌二十一年三月であつたから、其の後三年半で倍額になつた譯であると言う。

郵政省係官の説明によれば、五百億圓を超えた二十一年三月以後、一時貯金高が減つたが、二十三年十二月末には六百八十五億一千九百萬圓となり、ついで次のような足どりで一千億圓を突破するに至つたものであると言う。

二十四年一月末	七百〇四〇、七三七、七八六圓
"	八〇〇〇二、一三四、七一五"
七月末	九三、七五二、七九二、九二四"
"	九月二十四日
	一〇〇〇八三、六〇三、五一九

23

パーク女史

「物から金への大衆心理」と云うのは非常に興味深い。

ワツツ大佐

郵便貯金の利子は幾らか

局長  
二分七厘六歩と思う  
ワツツ大佐  
年二分七厘六步か

局長

そうである。尙今の数字は九月二十四日現在であるがボンド貸切下の結果業界等で「圓」の切下をやるかやらないかに付大分論議しているようである。

ワツツ大佐

自分は財政に詳しくはないが、ボンド地域への日本品輸出に付ては大して競争があるとは思えない。從つて切下けの必要はないと思う。

RA'-0134

0382

0518

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Research

十一、第四。次。指。定。生。產。資。材。統。制。廢。止。品。目。  
通。產。省。長。局。

統制廢止品目を發表した。今回統制を解除されたものは、三十六品目であるが其の内主なるものは次の通りである。

25  
十二石。炭手當。  
ルジツ大佐  
北海道て於

局長 石炭購入手當を現金で支給されるのだと思うが此の點良く調べてからお知らせすることゝしたい。

ワツツ大佐 どうぞそうして欲しい、非常に試ぐ譯ではないが、問題は自分が來年度の進駐軍關係豫算を組もうとしているからである。

一註一  
ワツツ大佐より質問のあつた石炭手當については十二日左の通回答  
しておいた。

**RA'-0134**

0303

北海道に在勤する國家公務員に対する石炭手當に關し大藏省係官は  
次の如く述べてゐる。  
本手當は昭和二十四年六月八日附法律第二百號「國家公務員に對する  
寒冷地手當及び石炭手當支給に關する法律」に基き北海道に在勤  
するものに限り豫算の範圍内で支給するものである。  
然しこれは之を補正豫算中に組み、目下總司令部側の許可を取付け中であ  
るが、本年度はドツデ・ラインにより均衡豫算を要請されている關係  
である。  
尚大藏省案によれば進駐軍要員に對する本手當の支給方法は次の通  
りである。

(一)世帯主たる從業員 年八一〇〇圓一時價換算三屯一  
(二)其の他の從業員 二七〇〇圓一時價換算一屯一  
但し本手當の支給を受くるものは六ヶ月以上の勤務者に限る。

0519

RA'-0134

0384

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

別 紙

ニューヨーク・タイム、九月十八日號記事

(本記事のテキストは本會談報告作成後に入手  
したのでありワツツ大佐の話と一致せぬ點もある  
が、其のまゝとしたから御含みあり度い)

JAPAN HELD ABLE  
TO FEED HERSELF

Huge Rice Crops and Reports  
of Hidden Food Are Cited--  
Some Officials Disagree

By LINDEY PARROT

Special to The New York Times.

TOKYO, Sept. 12 -- An interesting theory is  
being advanced here that Japan, four years after  
the surrender, now is in a position to feed her-  
self, despite repeated requests for about  
2,000,000 tons annually of imported foodstuffs  
furnished largely by United States relief funds.

The calculation being made in some Japanese  
circles is based on the series of bumper rice  
crops Japan has enjoyed since the war as well as  
on the well-known fact of hidden and unreported  
food supplies here. The extent to which these  
exist is unverified but some authorities believe  
they amount to 10 to 15 per cent of the officially  
reported food crops.

The theory that Japan now possesses sufficient  
food for the Japanese, it should be stated, is a  
minority one, with which neither Japanese nor

0520

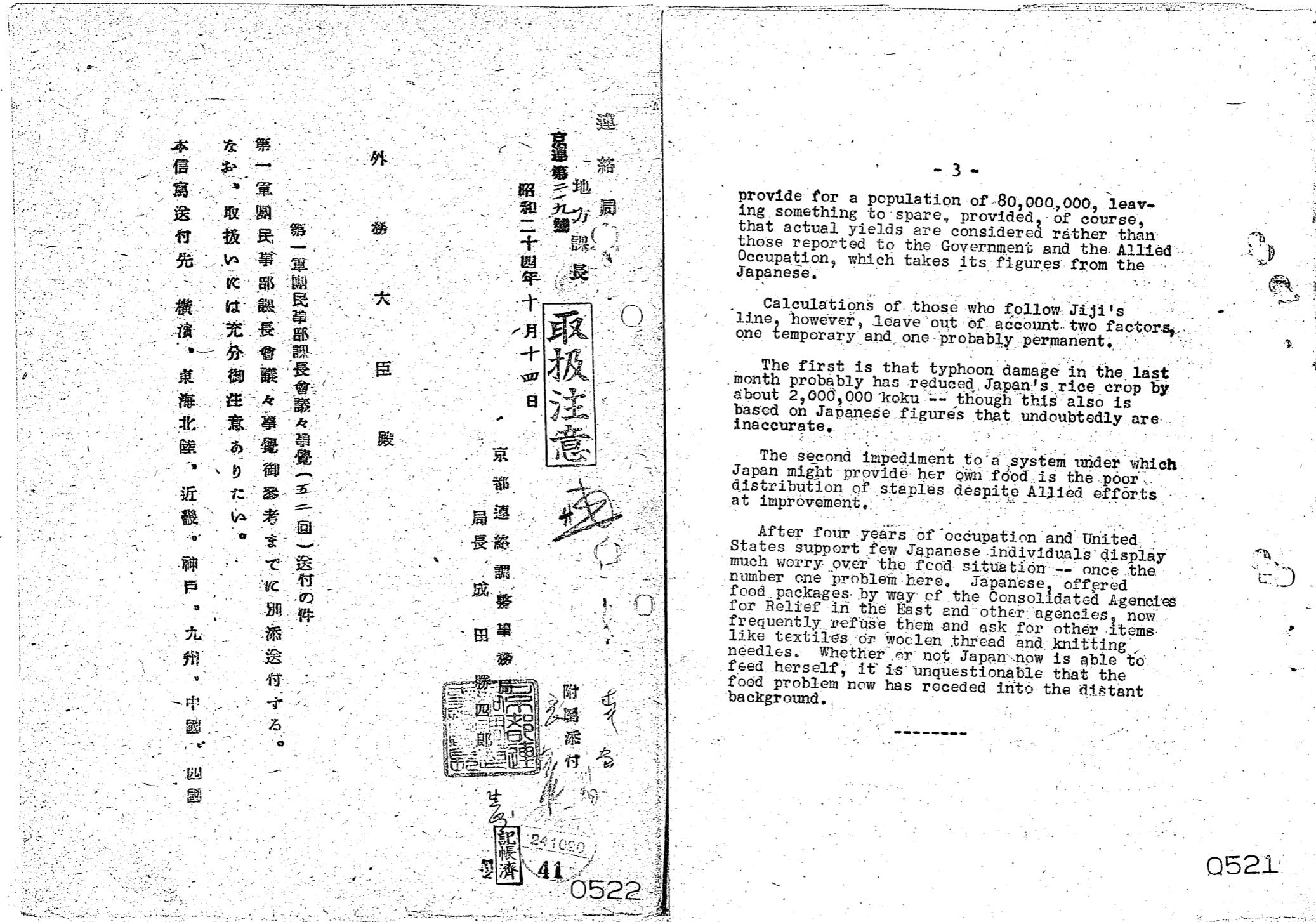
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA' -0134

0385

國立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

第一輯政治部組織會議（第五十一回）

出席者 田局長 梶見次郎 金澤連絡官 昭和二十四年十月一日

0523

六 經濟課長タイン中佐

- 徵稅に關して第一軍團管下で九月二十日現在へ六八億圓が納められている。この中申告納稅の分は一六五億圓である。先月に於ては稅金滞納の處理が大いに進捗し、ニヤニ等が現金支拂、免除、減額等の方法で清算された。併し尙二六三萬件三へ億圓が滞納している。

○天然資源、食糧、價格配給統制等に關する第八軍の〇・〇・〇が二十廢止され新た六の〇・〇・〇が發せられた。新〇・〇・〇の内容の主な點は民事部の府縣單位ティームによる監督(CONTROl)及報告を中止し十一月末日以後は監視(SUPERVISORY)とある。の權限を民事部ティームより民事部リージョンに移すことになつた點である。

新〇・〇・〇は次の如くである。

卷之四十一

○ 保樹大號（九月二十四日） Forest Conservation  
○ 保樹小號（九月二十四日） Forestry

D 九月一號（九月一十四日） Fishing  
O D 九月一號（九月一十四日） The Japanese Fisheries Program.

## DISTRIBUTION OF FOOD AND CRITICAL MATERIALS

○食糧の供出についてと言えば九月三十日現在麥類の供出實績は四千四百石(10石)である。馬鈴薯は六千五百石(10石)である。高知縣は九月三十日を麥

総の勧善戒惡を実現しなかつた唯一の縣である。(九〇・七号)併し三十日迄には完了する予定である。高知縣は馬籠署も九月二十日現在九四、一級であるが三十日迄には完遂

する見込である。馬籠署は九月二十日現在次の六駅が供出完了してゐる。石川（九  
二七 番）兵庫（九二一 番）岡山（九二四 番）和歌山（九二三 番）愛媛（九〇九 番）徳島

（一）四月一併し石川を除く五縣は麥穀を以て代價供出すること以上にて九月三十日迄には完了する予定である。石川縣だけは麥も馬鈴薯もこれ以上の余穀がないようである。

（バーンズ大佐は九月三十日は法定の供出期限ではないが、一應の目標期日であるから、それまでに供出未完了の附懲の特參事情を調査すべきである。補正観當が行われること

を示すとして、豊田が提出するものである。これは、生産能力の増加による効率化の結果、生産量の増加によって、生産コストが減少する現象である。

○九精に於ける唯一のエクスポート。バギーが九月二十六日から福岡の岩田屋で開かれ、

○鳥取縣で工業學校の使用の爲、格納中であつた階級機械六四臺の使用許可が認められた。これはこの種のものとして初めての例である。

100

**RA'-0134**

0.387

0524

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0388

RA' -0134

## 法政課長オコンナ一中尉

○今週特記すべき事件は二つあり、即ち第八軍より独立自治に歸する講演並びに討論會のため、係官を派遣し、東海地區にやつてきたことである。これは軍團管下の他の主要都市で體裁を整される所である。

## 厚生課長ブリス少佐

○共同募金が今日から開始される。軍団リーフレットの勧善等に極力する。目標は昨年を倍んど超らず昨年は六億八千四百万圓でありたが、本年は六億八千二百萬圓である。

(バトンズ大佐は占領軍人も進んで募金に應ずべきで、軍團司令部内にも募金箱が置かれている旨發言した。)

## 公衆衛生課長マーゲンス少佐

○日本結炎の蔓延は相當減少した。これは季節の關係によるものと思われる。

○結核性胸膜炎が名古屋で一件。富田で一件發生した。

○穀に漬漬における米草酸の會議で食品衛生係は馬鹿狂生際の駄腹談に賣くことが適當であると決定したが未だに多くの府県では節減整理に伴い食品衛生係を區々の課に附屬させてゐる。

## 民間教育課長マクニナリイ氏

○朝鮮人學校の賃餉につき民善部より支拂金百圓を援助する件に關する提案をヒュ司令部に送つたが、上級司令部から之に關する御意見書を回覆して朝鮮人學校を開設した例もあり日本海で獨創の見解に基づて處置をされば良かず監督官が之に干渉する必要はないとの回答があつた。

○横濱で來遇りージヨンの教育係官の會議があり新民運委員会の教育計畫監視方法について會議を行ふ旨である。そこでは古式のものを廢止し新しくよりを作成するのであるが新監視方法の詳細を規定する豫定である。(別紙三は〇〇年として参考に重複で送られたものであるが、係官の話である。) A&Sの承認を得た上で近く〇〇番號も入れられるものと思われる。

○福井縣を含めた近畿地方の會議を來遇り、議論で難かう新潟中學・高校のワーカクミラフアの問題について聽聞がある。これは十月三日から開かれるCIEの保育も來る旨である。

COPY

HEADQUARTERS EIGHTH ARMY  
United States Army  
Office of the Commanding General  
APO 343

別紙A

OPERATIONAL DIRECTIVE)

NUMBER

51)

27 September 1949

INDUSTRIAL REHABILITATION

1. References:

- a. SCAPIN 47, 22 September 1945, Office of the Supreme Commander for the Allied Powers, no subject. This SCAPIN was issued as Directive No. 3.
- b. SCAPIN 629, 20 January 1946, AG 004, (20 Jan 46)ESS/GD, subject: "Custody, Control and Protective Maintenance of Japanese Aircraft Plants, Arsenals and Laboratories".
- c. SCAPIN 962, 17 May 1946, AG 464.6, (17 May 46)ESS/IN, subject: "Production, Distribution, and Use of Fertilizers".
- d. SCAPIN 967, 18 May 1946, AG 111, (18 May 46)GD, subject: "Japanese Budget for Fiscal Year of 1946".
- e. SCAPIN 1129, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Soda Ash and Caustic Soda Industries".
- f. SCAPIN 1130, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Iron and Steel Industry".
- g. SCAPIN 1131, 13 August 1946, AG 587.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections of Steam-Electric Power Generating Plants".
- h. SCAPIN 1132, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Sulfuric Acid Industry".
- i. SCAPIN 1133, 13 August 1946, AG 387.6 (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Machine Tool Industry".
- j. SCAPIN 1134, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within Privately-Owned Munitions Plants".
- k. SCAPIN 1135, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Shipbuilding Industry".
- l. SCAPIN 1136, 14 August 1946, AG 587.6, (14 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Precision Bearing Industry".

成田局長  
ハーンダ大佐  
○この軍團限りで發出した指令があるが之をオコンナ・中尉のもとでまとめて検討し廢止すべきものは廢止することとする。  
○各階級の民事部ティームは十一月三十日の眞夜中をもつて廢止されるが十一月十五日ごろから谷テイム共司会員以下ほんの少數の人間のみを残すことになる。  
○鶴見次長が先にお詫のあつた地方自治に歸する會議に参加した。その所感を要約したもの文書にしてきたからあとで提出する。

0525

0526

RA'-0134

0389

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

m. SCAPIN 1219, 20 September 1946, AG 387.6, (20 Sep 46)ESS/IN, subject: "Responsibilities of Imperial Japanese Government for Preservation and Care of Plants' Equipment and Records Taken Into Custody for Reparations Purposes by the Supreme Commander for the Allied Powers".

n. SCAPIN 1258, 10 October 1946, AG 004, (10 Oct 46)ESS/IN, subject: "Revised Listing of Reparations Selections within Privately-Owned Munitions Plants".

o. SCAPIN 1263, 11 October 1946, AG 004, (11 Oct 46)ESS/IN, subject: "Revised List No. 2 Aircraft Factories, Military and Naval Arsenals and Research Laboratories".

p. SCAPIN 1277, 17 October 1946, AG 387.6, (17 Oct 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Synthetic Rubber Industry".

q. SCAPIN 1355, 22 November 1946, AG 004, (22 Nov 46)ESS/IN, subject: "Permits for Conversion and Reconstruction of Industrial Plants".

r. SCAPIN 1751, 22 July 1947, AG 387.6, (22 Jul 47)REP, subject: "Responsibilities of the Japanese Government for the Packaging, Transfer, and Delivery of Equipment and Records Allocated to Claimant Nations Under the Reparations Program".

s. SCAPIN 1920, 9 July 1948, AG 678, (30 Nov 46)ESS/IND, subject: "Petroleum Storage Tank Facilities".

t. SCAPIN 1925, 6 August 1948, AG 000.91, (26 Jul 48)ESS/ST, subject: "Access to Japanese Scientific and Technical Information in Japan".

u. SCAPIN 1929, 28 August 1948, AG 561.4, (28 Aug 49)ESS/IND, subject: "Construction of Steel and Wood Vessels".

v. SCAPIN 6077-A, 8 October 1948, AG 312.4, (8 Oct 48)REP, subject: "Marking of Equipment Picked Up on Recent Inventory and Evaluation of Former Japanese Army and Navy Arsenals and Laboratories".

w. SCAPIN 1938, 28 October 1948, AG 387.6, (28 Oct 48)REP, subject: "Exempt Equipment in Reparations Installations".

x. SCAPIN 1943, 27 November 1948, AG 611, (22 Nov 48)OTS-H, subject: "Five-Year Program for Maintenance and Repair of Japanese Network of Roads and Streets".

y. SCAPIN 2009, 25 May 1949, AG 410.2, (26 May 49)CPC/CD, subject: "Acquisition of Precious Metals".

2. The stimulation of maximum production for export is a necessary part of the rehabilitation of Japanese economy. Increased production is limited by the level of industry authorized for restricted peacetime needs and by reparations designations. Conservation of imported industrial materials which are purchased directly or indirectly with U.S. appropriated funds, and a similar conservation of indigenous materials so that imports can be reduced to the minimum, is a part of this rehabilitation. The withdrawal of government subsidies makes mandatory as efficient industrial operation if a stable economy is to result.

3. Surveillance of Japanese industrial rehabilitation by Civil Affairs teams will include coverage on a quarterly basis by conference within each prefecture with appropriate government and industrial officials, verification by spot check, and by specific quarterly inspection of the installations listed in paragraphs b, c, d, e, f, and g, below, ensure that:

a. Progress of specific production programs and the use of imported raw materials are carried out as required by higher headquarters.

b. In industrial facilities listed for possible reparations removal:

(1) The Japanese Government provides adequate personnel to protect reparations facilities from sabotage, fire, theft, or the unauthorized removal of equipment. In each plant, an inventory of all items under custody will be maintained which will identify each item by any inventory and code number assigned such item, as well as adequate records showing all authorizations for exemption, removal, or use of the equipment. Occupation force personnel will clear with the regional Civil Affairs team prior to entering a reparations plant. Entry by Allied nationals for the purpose of securing technical information, patents or processes, as authorized by reference 1t, will be permitted only upon presentation of a specific pass of order issued by the Supreme Commander for the Allied Powers. Entry by Japanese, or by foreign nationals not part of the occupation forces, will be at the discretion of the owners of the Japanese Government, unless specifically authorized by the Supreme Commander for the Allied Powers, or by the regional Civil Affairs team. The responsibility for the security of a reparations facility located within an area occupied by an occupation force unit will rest with the commander of that unit. Requests for the release, exemption, removal, or other disposition of reparations machinery will be submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers through Japanese Government channels.

(2) The maintenance required by reference 1m, as amended by the memorandum to the Japanese Government, dated 22 June 1949, subject: "New Standards of Maintenance of Reparations Machines and Equipment in Dead Storage," is performed.

0527

0528

RA'-0134

0390

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(3) Only such machinery is in use as has been authorized by the Supreme Commander for the Allied Powers, and is currently required to support authorized operations. The use of individual items of equipment in primary war facilities (arsenals, aircraft and privately-owned munitions plants) will be authorized by code numbers. The use of facilities in other reparations plants will be authorized by major unit. Requests for the use of reparations machinery in the Japanese economy will be encouraged and will be submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers through Japanese Government channels. Requests for the use of machinery by occupation force units will be submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers through command channels. The use of privately-owned reparations machinery by occupation force units will require a procurement demand in addition to the authorization for use. A copy of each authorization, showing the proper inventory and code numbers, will be furnished to the regional Civil Affairs team for information as to the status of the equipment.

(4) Allocated equipment is packed and shipped as prescribed by reference 1r, as amended. Progress and other reports directed by Annex 9 to SCAPIN 1751, and other correspondence relative to such shipments, will be forwarded direct to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Attention: Civil Property Custodian Section, Reparations Property Division, APO 500, by the Civil Affairs units exercising jurisdiction over the shipment.

c. The industrial facilities authorized to produce explosives are operating within the limitations imposed by the Supreme Commander for the Allied Powers. Information as to the plants designated for operation, and the quantities which they are authorized to produce, will be furnished. Surveillance will cover the construction of new production facilities, conversion of existing production facilities, production records, production plans, goals, limiting factors, and violations of existing regulations.

d. The production of fertilizer is permitted only in those plants authorized by reference 1c. Surveillance will cover the conservation of existing production facilities, the conservation of raw materials, the quantity and the quality of the product, records, plans, goals, limiting factors, and violations of existing regulations.

e. The use of petroleum storage tanks is limited to the provisions of reference 1s. Surveillance will be by spot check only, but will cover unauthorized construction, dissipation, or alteration of storage tank facilities.

f. No wooden vessel over one hundred (100) tons and no steel vessel of any tonnage are constructed without the specific approval of the Supreme Commander for the Allied Powers. Surveillance will be exercised to prevent the unauthorized construction or conversion of vessels, the unauthorized use of critical materials and electric power, to prevent the extensive use of finance through illegal channels, and to insure the rationalized use of shipbuilding facilities.

0529

g. The mines and metal refineries release all gold produced only to the Japanese Government under the provision of reference.

h. The restrictions placed on the sizes and types of buildings which may be constructed are enforced. Surveillance will be exercised to ensure that critical building materials are used in the most essential manner, that only those buildings having the proper permits are being constructed, that critical materials in sufficient quantity are available in the various areas, and that adequate safety measures are being maintained in building construction regulations.

i. The Japanese Government five-year road program for the construction, repair, and maintenance of all essential highways is being followed. Surveillance will be exercised to ensure that the program is being carried out in accordance with the general overall plan, that maintenance and repair work is being performed before new construction is undertaken, that only those projects are being constructed that fall within the quarterly program, and that the use of critical building materials (cement, asphalt, and steel) are utilized in an efficient manner. If new construction is observed which is not currently authorized under the five-year plan, the facts will be reported to the Supreme Commander for the Allied Powers.

j. The Public Works and Reconstruction Program, to increase the immediate supply of food, clothing, fuel, shelter, and services and to relieve unemployment is functioning efficiently. To these ends, worthwhile public works will be encouraged. Surveillance will ensure that only those projects which have been approved are being processed, that all critical materials are put to proper use, and that work is carried on in an economical, business-like manner.

k. The electric power rationing program outlined in the regulations of the Economic Stabilization Board and Ministry of International Trade and Commerce is continued. Surveillance will be confined to observing the program's effect on the economy of Japan and to encourage corrective action regionally by the appropriate Japanese agencies. Instances of indifference to responsibilities, serious errors in judgment, unjust business discrimination or malpractice in the administration of the program have come to the attention of the regional Civil Affairs team.

l. Where the loss of personnel in the economics section of a prefectural team prior to 30 November 1949 renders impracticable the discharge of assigned duties at that level, responsibility for the continuance of the program will be assumed at once by the appropriate regional team or, in the case of the Tokyo, the Kanagawa or the Shizuoka team, by the Civil Affairs section, this headquarters. After 30 November 1949, when prefectural Civil Affairs teams will be discontinued, the responsibility for carrying on the economics program will be assumed by the regional and district teams in their respective areas.

5. Rescissions.

Operational Directive 2; this headquarters, 7 January 1948,  
subject: "Electric Power Rationing Program of the Japanese Government",  
as amended.

0530

RA'-0134

0391

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

Operational Directive 9, this headquarters, 1 February 1949,  
subject: "Building Policies of the Japanese Government".

Operational Directive 11, this headquarters, 20 January 1947,  
subject: "Pacific Coast Oil Refineries".

Operational Directive 11, this headquarters, 12 February 1948,  
subject: "Japanese Public Works and Reconstruction Program".

Operational Directive 21, this headquarters, 30 March 1948,  
subject: "Japanese Industrial Reparations Facilities", as amended.

Operational Directive 43, this headquarters, 12 July 1948,  
subject: "Fertilizer Distribution".

Operational Directive 49, this headquarters, 20 September 1948,  
subject: "Petroleum Storage Tank Facilities".

Operational Directive 70, this headquarters, 9 December 1947,  
subject: "Transportation Control", as amended.

Operational Directive 79, this headquarters, 21 September  
1946, subject: "Shipbuilding".

BY COMMAND OF LIEUTENANT GENERAL WALKER:

WILLIAM F. DEAN  
Major General, GSC  
Chief of Staff

OFFICIAL:

STEBBINS  
G - 4

(MG-EM)

DISTRIBUTION:

"X" Plus  
CG, I Corps (30)  
CG, IX Corps (3)  
Each Caff Region and Team (3)  
Caff Section (60)

**COPY**

B

HEADQUARTERS EIGHTH ARMY  
United States Army  
Office of the Commanding General  
APO 343

OPERATIONAL DIRECTIVE

NUMBER )

CIVIL EDUCATION PROGRAM

1. Reference: Memorandum for the Imperial Japanese Government, file AG 850 (22 Oct 45) CIE (SOAPIN - 178), subject: "Administration of the Educational System of Japan."

2. Chiefs of Civil Affairs units will take necessary action to furnish advice and assistance to the individuals, organizations, or groups listed below with respect to such matters as those indicated in each instance.

a. Boards of Education

- (1) Conducting meetings.
- (2) Making rules and regulations.
- (3) Organizing the secretariat.
- (4) Preparing, presenting, and administering the budget.
- (5) Regulating political activities in the schools.
- (6) Planning for future school districts and local school boards.
- (7) Adult education activities conducted in citizens Public Halls.
- (8) Further reorganizing and consolidating schools to provide buildings and teachers for lower secondary schools.
- (9) Providing educational opportunities for out-of-school youth and adults.
- (10) Establishing desirable relationships with the general public, the superintendent, the secretariat, teachers and principals, local school boards and the government.

0531

0532

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0392

国立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

b. Superintendents

- (1) Establishing desirable relationships with the school board, the secretariat, teachers and principals, and the general public.
- (2) Organizing and presenting their programs to the board of education.
- (4) Selecting teachers and principals, teacher consultants, and other education personnel for recommendation to the board of education.
- (3) Directing the preparation of the budget.
- (5) Assuming the educational leadership of the prefecture or local district.

c. Teacher Consultants

- (1) Conducting supervisory visits to schools.
- (2) Initiating and supervising in-service training programs (under the general direction of the superintendent), to include experimental schools, demonstration classes, workshops, conferences, local study groups, and research committees.
- (3) Advising the superintendent on professional matters.
- (4) Improving their professional status.

d. Principals

- (1) Revising the curriculum to meet the new standards of education.
- (2) Providing for home-rooms and scheduling.
- (3) Regulating student participation in school activities.
- (4) Providing for teacher and community participation in school planning and administration.

e. Leaders of Teachers' Unions and other Organizations of Teachers

- (1) Establishing desirable relationships with the boards of education, and with other units of the school systems.
- (2) Developing a professional program.
- (3) Reorganizing the unions on a democratic basis.

0533

- (4) Freeing the unions from the domination of bureaucratic and subversive influences.

f. Youth Associations (Seinen Dan)

- (1) Developing a positive program of democratic education specifically designed to combat communistic influences among youth groups.
- (2) Organizing small, democratic interest groups in education, recreation and civic activities.
- (3) Drawing up democratic constitutions and practicing democratic procedures.
- (4) Planning and conducting training courses for youth leaders.
- (5) Providing for local autonomy of youth groups.
- (6) Freeing themselves from government control.
- (7) Establishing liaison with other youth groups.
- (8) Setting up recreation projects, such as games, sports, parties, dances, hikes, camping trips, etc.
- (9) Developing programs in political ideologies designed to lead to an understanding of the principles and techniques of communism.
- (10) Encouraging the participation of young men and women in youth activities on an equal basis.
- (11) Encouraging cooperation of youth groups with other community agencies in the attainment of common objectives.

g. Student Organizations

- (1) Maintaining proper relations with the school administration.
- (2) Freeing themselves from subversive influences.
- (3) Developing student programs designed to foster the welfare of the student body and institution.

h. Boy Scout and Girl Scout Councils

Practicing the accepted principles of scouting.

0534

RA'-0134

0393

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

i. Adult Organization

- (1) Developing educational, recreational and civic programs.
- (2) Planning programs and promoting the use of informational materials supporting the various programs of the teams as they relate to women.
- (3) Developing programs to encourage men and women to work together as a group.

j. Home Demonstration Agents

- (1) Matters affecting farm and family life such as:
  - (a) Household efficiency.
  - (b) Food and dietetics.
  - (c) Sewing and wardrobe planning.

k. Women's and Minors' Bureau Field Representatives

- (1) Coordinating their activities with all other agencies and organizations concerned with women and minor workers' problems.
- (2) Encouraging participation of women unionists, as regular union members, in union affairs.
- (3) Cooperating with the Labor Standards offices.
- (4) Conducting conferences and discussion meetings.
- (5) Utilizing all media of publicity and properly using materials prepared by the Women's and Minors' Bureau, and other agencies.
- (6) Maintaining good public relations.
- (7) Carrying out research programs as directed by the national office of the Women's and Minors' Bureau.

l. Appropriate School Officials

- (1) Encouraging coeducation at all levels.
- (2) Planning educational and vocational guidance for girl students.
- (3) Planning health programs including sex education.

0535

- (4) Increasing educational opportunities for women teachers.

m. Officials of Private Schools

- (1) Correlating the efforts of private schools to the whole educational program.

n. Officials of Teacher Training Institutions

- (1) Cooperating with public and private school officials in developing teacher training and in-service training programs.

- (2) Vitalizing the curriculum of these institutions to meet the demands of modern education.

o. Officials of Institutions of Higher Learning

- (1) Encouraging and regulating desirable types of student organizations.
- (2) Democratizing school administration.
- (3) Modernizing the curriculum.

3. Many of the activities herein directed are closely related to, and must be integrated with, other programs for which responsibility has been placed on the commanders listed in paragraph 2 above. Such programs include public health, public welfare, labor relations, civil information, economic affairs and agricultural activities. The necessity for the closest coordination and cooperation in those programs at all levels is emphasized.

4. Where the loss of personnel in Civil Education Sections of prefectoral teams prior to 30 November 1949 renders impracticable the discharge of assigned duties at that level, responsibility for continuance of the program will be assumed at once by appropriate regional teams or, in the case of the Tokyo, Kanagawa or Shizuoka teams by Civil Affairs Section, this headquarters. After 30 November 1949, when prefectoral Civil Affairs teams will be discontinued, responsibility for carrying on the civil education program will be assumed by the regional and district teams in their respective areas.

5. Rescissions

a. Operational Directive 3, 23 January 1946, this headquarters, subject: "Report on Historical, Cultural and Religious Objects and Installations."

b. Operational Directive 51, 29 September 1948, this headquarters, subject: "Inspection of Japanese Educational Institutions."

0536

0535

RA'-0134

0394

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

- 6 --

c. Operational Directive 90, 26 November 1946, this headquarters, subject: "Sponsorship and Support of Shinto by Neighborhood Associations."

d. Operational Directive 21, 1 March 1947, this headquarters, subject: "Funerals, Memorial Services, and monuments for war Dean, Militarists and Ultranationalists."

e. Operational Directive 19, 26 February 1947, this headquarters, subject: "Civil Education Program."

f. Operational Directive 41, 2 July 1948, this headquarters, subject: "Japanese Visitation to American Schools in Japan."

g. Operational Directive 65, 1 October 1947, this headquarters, subject: "Extension of Aid to Missionaries."

h. Operational Directive 23, 1 April 1948, this Headquarters, subject: "Service of Japanese Nationals as Technical Consultants for Field Examination of Cultural Materials and Installations."

BY COMMAND OF LIEUTENANT GENERAL WALKER:

WILLIAM F. DEAN  
Major General, GSC  
Chief of Staff

OFFICIAL:

CHAZAL  
G-1

(MG-ON)

DISTRIBUTION:

"X" Plus  
SCAP, Attn CIE Sec (4)  
CG I Corps (4)  
CG IX Corps (4)  
Chiefs all Caff Units (4)  
Caff Sec (20)

0537

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0395

國立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0539

第一軍國民事課長金澤謹要覽（第五十三回）

（出席者 増田局長、鶴見次長、金澤連絡官）昭和二十四年十月八日

【經濟課長 タイン中佐】

○九月末迄の本會計年度上半期の儲餘實績は九三一億圓で年間目標の三四二%であり満足すべきものと思う。

○商工業については特記すべきことなく、労働事情も平穏であった。  
○主食供出については馬鈴薯について三點が目標を達成できなかつたが其餘全体としては目標が完遂された。

○石炭は統制の枠が外されて價格が下落した。  
（バーンズ大佐よりどの位價格が下落したかとの質問があり、六へ%に下落した旨クイーン中佐は答えたが右につき日本側で調査報告するよう局長（對）要請があつた。尚、クイン中佐の下では各リージョンに對し石炭の品種別價格を調査報告するよう要求してある所である）

【法律政治課長 オコナー中尉】

○守口市で市長のリコールが請求され九月二十五日投票が行われた結果リコールが成立した。これは市長がリコールされた最初の例である。

2. ○日本國旗については本年の〇、九、七號により無制限に掲揚が許可されているが日本國旗とアメリカ國旗を同時に掲揚する場合には日本側で米國の國旗掲揚についての慣習を知らぬる爲に禮儀を失することがありうる。従つてかかる場合には事前に民政部に相談に來ることが望ましいと思われる所以昨日その旨各リージョンに通知した。

【厚生課長 ブリス少佐】

○發售なし。

【民間教育課長 マクニーリー氏】

○不在。

【公衆衛生課長 マーケンス少佐】

○日本腦炎は減少している。

○牛の流行性感冒が四縣で發生しているがこれは陰雨がつづいていた爲であると思われる。血清が不足しているのでワクチンの入手に努めている。來週入手の予定である。死亡率は平常で大したことではない。然し牛乳生産に支障を來すものと思われる。

0540

六民間情報課  
○ヨナリ中尉  
○發言なし。

七成田局長

○青少年保護委成強調週間が十一月十四日から二十日迄開かれる。これは戦後不良青少年の激増にかんがみ之等を啓導しようとするものである。  
(これに對しバーンズ大佐は地方民政部でも青年教育の専門家をおき此の面に重視をおく予定であると發言した。)

○十月二十四日が國際連合セーと定められ全國的に種々の催しが行われる予定である。當地でも國際連合協會支部主催で講演會が催され司令官のメッセージをお願いしたいと考えている。

ハーベンズ大佐

○G-Iでは下士官兵一七二名を民藝ティームから轉出せることに着手した。日本側でも人員節減を行つてゐるのにかんがみ占領軍側でも資材のみでなく人員の節減を計ねばならない。

連絡局地課長

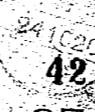
昭和二十四年十月十七日

京都連絡調整事務

局長 成田



附圖添付



241020  
42

0541

0397

第一軍團民事部課長會議々事覺(五十四回)送付の件

第一軍團民事部課長會議々事覺御参考までに別添送付する。  
なを、取扱いには充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱・東海北陸・近畿・神戸・九州・中國・四國

取扱注意

RA'-0134

0542

第一軍需兵事部課長會議要覽（第五十四回）

出席者、成田局長、鶴見次長、成田通務官 和二十四年十月十五日

農漁課長クイン中佐

○説明は軍團で暫定的に定めた目標額を超過して好調である。但し申告納税による賦税は僅少である。

○主食の提出に關しては、十月十日現在、軍需管下で麥類は四。二五三。六六六石で目標の一〇一%、馬鈴薯は六九。二七八。七四四貫。一一%。米は八七九。五九一石。五%。甘藷三四。四九五。〇四一貫八。八%である。馬鈴薯の供出迄つき九月末に完納し得なかつた。四縣の中、高知縣は一〇〇。六%で完納したが、石川、愛媛、徳島の三縣は夫々九五。九一。九三%で未だに完納していない。

○これまでハーンズ大佐は災害等により減収の場合には補正割當を受けるべきであり、もし補正割當がなければ目標量だけ完納しなければならない。一縣では一〇%供出し、他縣で九〇%供出でよいとやうことになれば翌年更供出に關する意念でも悪影響を及ぼすこととなるから、必ず補正割當を受けるか、完納するかの何それかでなければならぬ。右三縣の未完納は軍團司令官も不滿に思つて居られるから、連調で調整して貰いたいと述べた。當局では早速東海北陸、四國兩事務局に照會している。

○スキヤビン二〇四六が出て日本の漁業區域が擴張された。約三鯛の擴張である。

○法政課長オコンナー中尉

○農民事部の法政課は本日より廢止されるとの話がある。

○これに續し、ハーンズ大佐は、これは府縣民事部の法政課のことで軍團民事部の法政課は引継ぎは學をすると述べた。又次長ジョンソン中佐は府縣民事部では經濟課以外の課は本日で機能を停止するのであると附言した。

○教育課長マツクニーリー氏

○今週は課員で地方民事部に轉任する者、本國に歸るため荷造りする者等でとりたてて云うべきことはない。

○一つの問題はドツダ豫算の結果、六。三。三課實施のための學校建築が充分行かれ得ないことがある。このため學校建物の統合が必要であるが、所管の問題もあつて、なかなか困難である。然しシヤウプ博士の報告により教育豫算も確保出来ることになることが期待される。

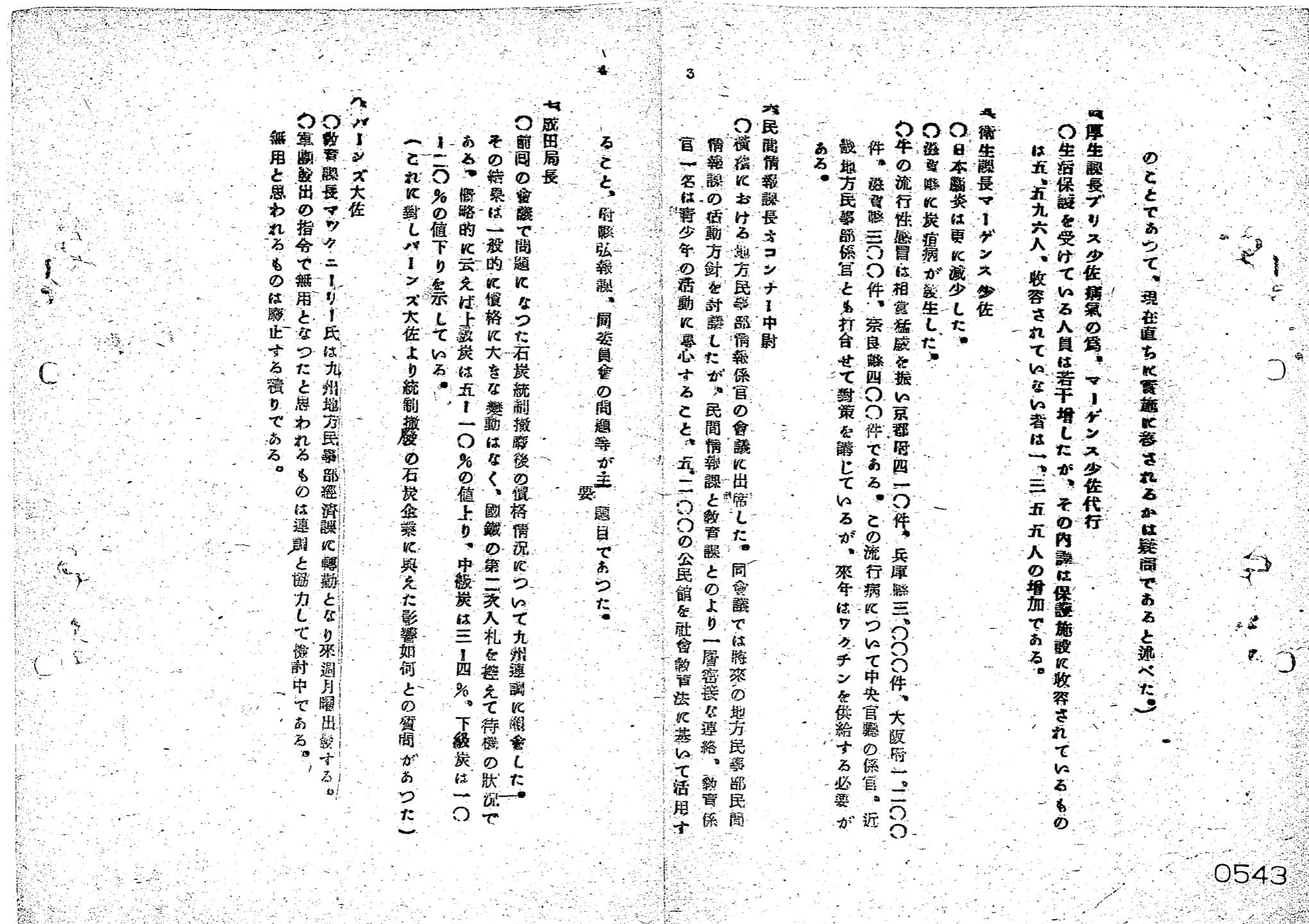
○ハーンズ大佐はシヤウプ博士は教育費の地方負擔を唱導しているが、これは長期計畫

0543

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



RA'-0134

0399



## 第一軍團民謹部課長會議(第五十五回)

(出席者、成田局長、鶴見次長、金澤連絡官)昭和二十四年十月二十一日

「經濟課長クイン中佐

- 十月十日現在徵稅實績は九九〇億圓で目標の三六、一%である。滯納稅の處理は九月中に大いに進歩を見せて百四十億圓が處理され、未處理は一九〇萬件、二六〇億圓となつた。
- シャウブ使節の報告が各管下に配布された。
- 第八軍から主食について米及び甘藷以外の報告は不要の旨指令があつた。
- 十月十五日から魚の統制が緩和されて六一種類のみが統制品目として残ることになつた。
- 第八隻のサーキュラーライ七一號によれば日本で產する魚類を進駐軍將兵が購入してもよいことになつた。

二法政課長オコナー中尉

- 教育の壁新聞事件については日本側で裁判されたものもあり、軍側の軍法會議で裁判されたものもあるが、日本側で裁判されたものの最終報告によれば二十名が起訴され、全部有罪となつた。二名は二年の懲役、十三名は懲役一年、残りの五名は懲役一年(執行猶豫三年)である。

2

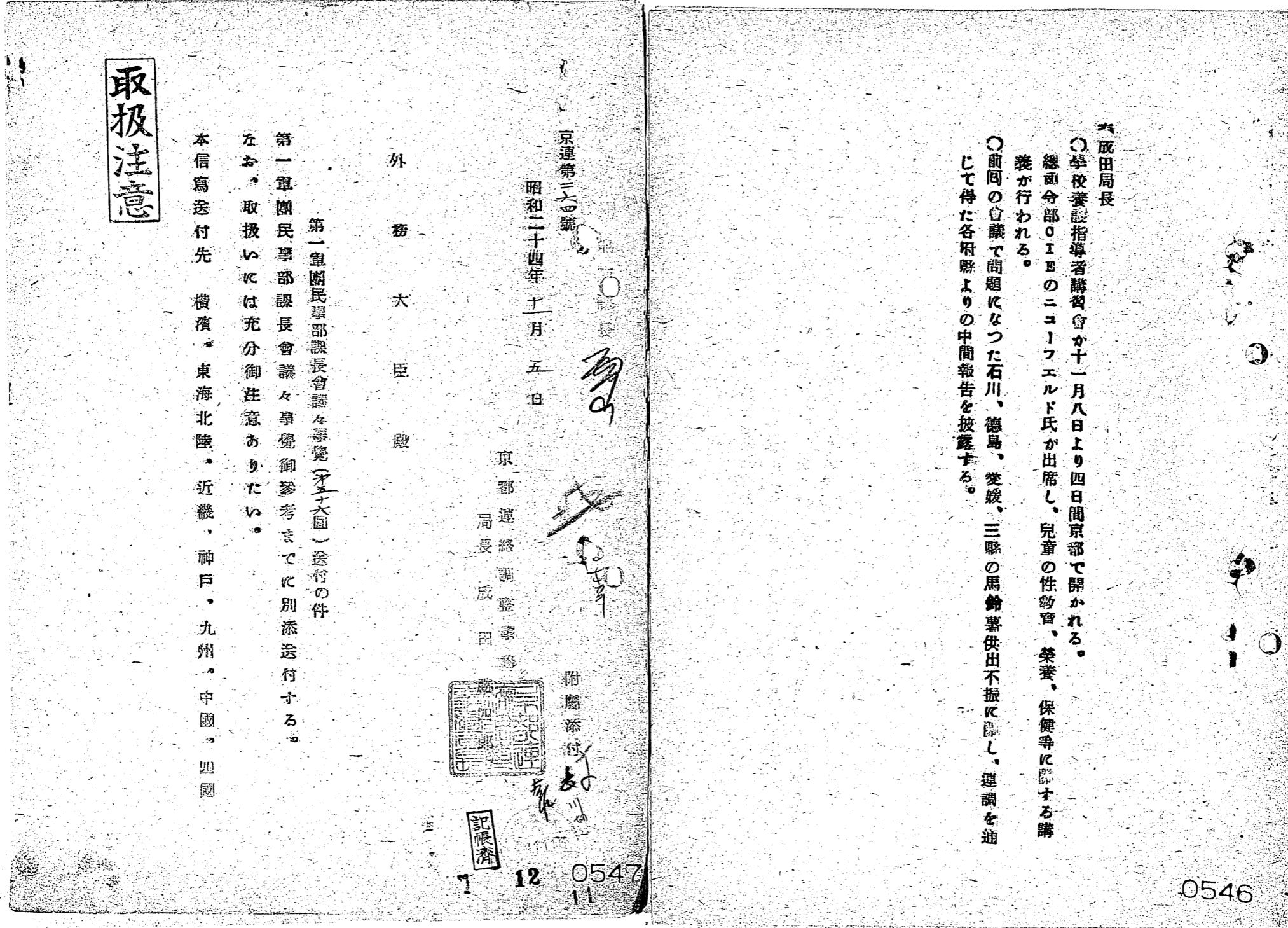
- 朝鮮人學校の閉鎖があつたが大した騒動はなかつた。
- 名古屋でシールズ軍歡迎のため氣球を掲揚したいと云うことを言つて來たが中央へ照会したところ、氣球をあげることは依然禁止されている由である。尤も東京ではシールズ軍歡迎の爲め氣球をあげたとかの由である。

三公衆衛生課長マーレンス少佐

- 日本瘧炎は目立つて減少した。軍團管下全部で二十九件であつた。
- 牛の流愾が兵庫で二・七〇〇件、大阪で一・一〇〇件、和歌山で七〇〇件發生している。
- 今週十五府縣の府縣廳關係者を集め豫防措置について協議した。
- 先にのべられた占領軍への魚の販賣について大阪及び京都の業者から問合せを受けた。

四厚生課長ブリス少佐

- 五民間情報課長オコナー中尉
- 發言なし



RA'-0134

0402

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

## 第一軍團民部課長官報事電（第五十六回）

(出席者、成田局長、鶴見次長、金澤酒造會社) 昭和二十四年十月二十九日

海賊長代理コトン中尉

○十月二十六日現在穀況成績は一、〇五〇億圓で目標の三十八、五%である。荷納税は二一一萬件二五九億圓である。

○主食の供出は十月二十日現在麥類は四、二八四、七二五石で目標の百十一キロ、馬鈴薯は六、九三五萬圓百十二%、米は一四四萬石で八%，甘藷は一四、八%である。  
馬鈴薯の供出については石川、愛媛、德島の三縣が不成就であつたが、それを補うが如く米の早期供出については次の三縣が良い成績を示している。石川八一、四%，富山五〇、四%，福井四九、三%。

○賠償に關しては二つの輸送許可が發せられた。これは大阪及び名古屋の賠償工場の撤去に關して授せられたもので、積出先は香港、シンガポール等の英領駁港である。

三法政課長オコナー中尉

1

○鈴山で朝鮮人學校の閉鎖に關して、學校側が命令に従わず、知事も躊躇して断乎とした處置をとつてゐない。連説に通知すると共に第八軍へも報告した。

四公衆衛生課長マーデンス少佐

○日本臘虫の新發生件は二十件に過ぎず主として鹿兒島に發生したもので氣候的條件によるものである。

○本週月、火曜日に横濱の會議に出席した。牛の流感については日本全國で三五、〇〇〇件ある事をきいた。進駐軍への魚の販賣については農林省と連絡がとられてゐる。  
本件につき神戸では十一商店、大阪では十六商店から許可方申請があつた。(これにいすれも卸商である)小賣は〇・〇・〇をはじめて爲される認定であるが、D.O.A.P.から更に通知がある時はステップをとつてはいけないことになつてゐる。  
一ハーンズ大佐より本件について軍團司令官の命令が東海北陸及び近畿に發せられ調査が進められている。本件が實施される迄はいくつもの段階を経ねばならぬがこれがその一段階となるものである。)

0549

- 四 民間教育課長コトン中尉
- 説言なし
- 五 厚生課長ブリス少佐
- 共同募金は軍團管下で十月十五日現在一億一千萬圓で目標の十六%である。
- 京都府會では十月二十一日紙芝居條例を通過させた。軍團管下では初めてであり、日本全体では三番目である。

六 民間情報課長オコナー中尉

- 十月二十六日に南鮮の船が神戸に入港し、南鮮の巡邏兵が乗つて居たが大阪新聞の神戸支社ではインターネットをして、これに隨し出たらめな記事を掲載したので近畿民事部に真相の調査をさせている。

0550

京選第三回  
外務省

取扱注意

附屬添付

記帳済

17

昭和二十四年十月十四日

京都運輸課監視局  
局長 成田勝四郎

外務大臣 謹

第一回民事部課長官報登録(五十)回送付の件

第一回民事部課長會議議事録参考まで別添奉付する。  
各お取扱いには充分御注意ありたい。

本信寫付村先 横濱・東海北陸・近畿・神戸・九州・中鉄・四國

RA'-0134

0404

0551

第一軍團兵事部課長會議報告（第五十七回）

（出席者、成田局長、金浦連絡官、内田連絡官）昭和二十四年十一月五日

○經濟課長タイン中佐

○十月三十一日現在第一軍團管下の主食供給は穀類が四三三萬石（一一一九）馬鈴薯六九三〇萬貫（一一一、六九）、米二五六萬石（一五、五九）、甘藷（一一一、一九）である。

○法政課長オコナー中尉

○發電なし

○公衆衛生課長マーデンス少佐

○滋賀県栗田郡に牛のトリコモナス症 (Bovine Trichomoniasis) が一七件發生した。

○今週は日本で產出される食糧を進駐軍が購入する件に關して舞鶴に旅行に行つて來た。

○厚生課長ブリス少佐

○共同募金は終了した。

○民間情報課長オコナー中尉

○發言なし

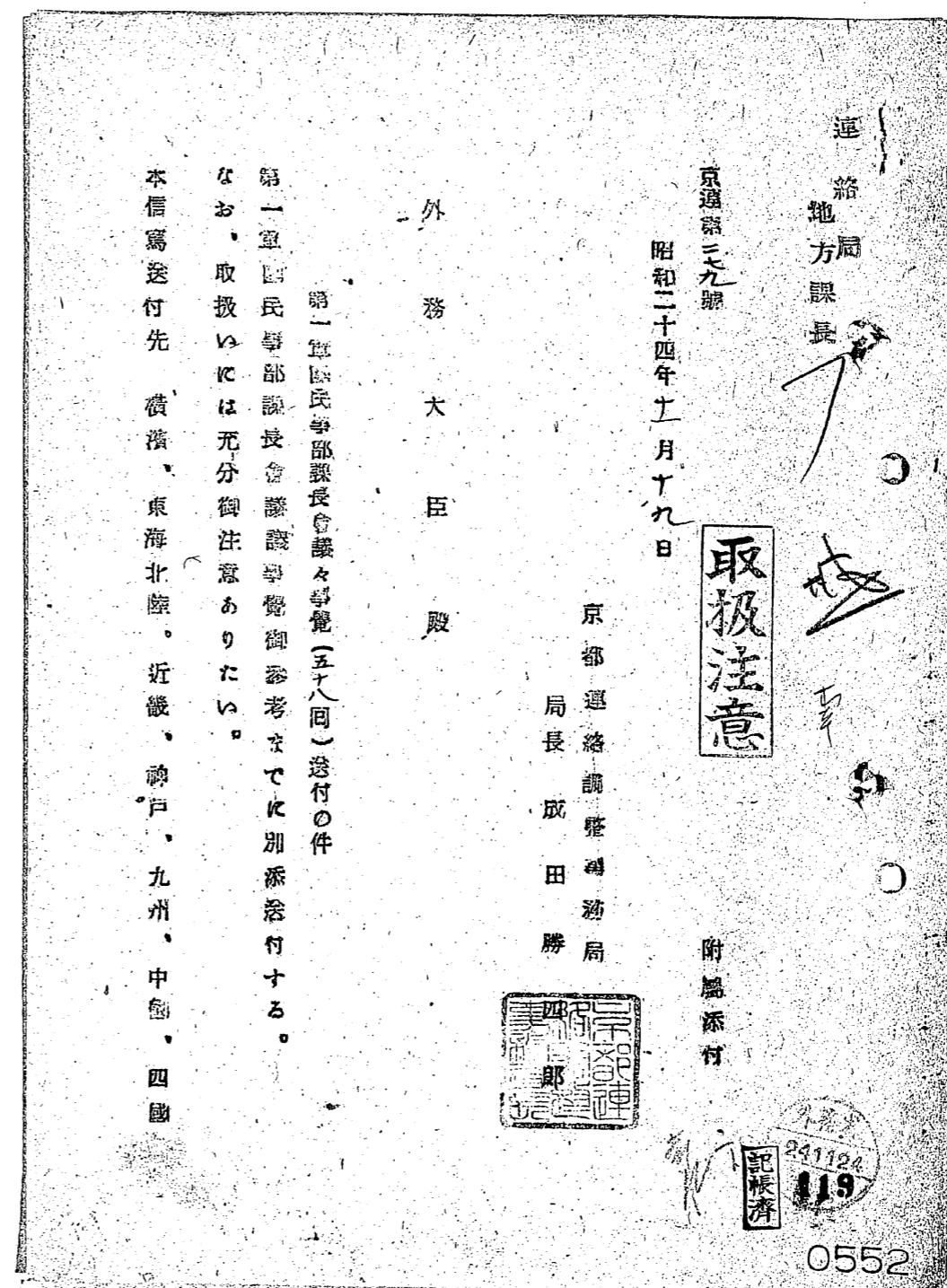
○民間教育課長コトン中尉（不在）

○成田局長

○朝鮮人學校の期限附改組勧告に從い、朝鮮系西陣中學校、西陣小學校、久世分校が合して一法人設立の準備を完了し、文部省へ新法人設立申請書類を提出した。その外の學校では手續をとり得なかつたので十一月五日京都府では十一、朝鮮人學校に閉鎖を命令した。（バーンズ大佐より朝鮮人學校の問題については常に注意を怠らぬようにななければならぬと發言があつた。）

RA'-0134

0405



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0553

経済課長  
教育課長  
法政課長  
民間情報課長

何れも發言なし。

「衆衛生課長マクダニル少佐」

○今週は傳染病の發生はなかつた。牛のインフルエンザについては來年血清をとるに必要なだけの牛が供給される見込みである。

二バーンズ大臣

○本週第八章から第一章國民事部は十一月末迄存續するが機能は十一月十五日限り之を停止するので本會議事覺は今回を以て最終とする。

尙、名目上は第一章國民事部は十一月末迄存續するが機能は十一月十五日限り之を停止するので本會議事覺は今回を以て最終とする。

第一章國民事部課長會議事覺（第五十八回）  
(出席者 成田局長、金澤連絡官、片岡連絡官) 昭和二十四年十一月十一日

RA'-0134

0407

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan